

高知市行政情報公開条例の解釈及び運用の基準

(平成13年 7月 1日制定)

改正 平成20年 8月28日 平成21年 3月31日
平成25年 4月 1日 平成26年11月12日
平成28年 4月 1日 令和 元年 9月 1日
令和 元年10月25日

目次

前文	3
第1章 総則	
第1条 目的	4
第2条 定義	
第1項 実施機関	5
第2項 行政情報	6
第3条 実施機関の責務	10
第4条 利用者の責務	12
第2章 行政情報の公開	
第5条 公開請求権	13
第6条 公開請求の手続	14
第7条 公開請求に対する決定等	16
第8条 行政情報の公開の実施	21
第9条 行政情報の公開義務	23
(第1号) 法令秘情報	25
(第2号) 個人情報	27
(第3号) 法人情報	32
(第4号) 社会的障害情報	36
(第5号) 審議等に関する情報	37
(第6号) 事務等に関する情報	40
(第7号) 国等との協力関係情報	43
(第8号) 個人等との信頼関係情報	45
第10条 行政情報の一部公開	47
第11条 公益上の理由による裁量的公開	49
第12条 行政情報の存否に関する情報	50
第13条 第三者保護に関する手続	52
第14条 費用負担	55

第 15 条 他の制度等との調整	57
第 16 条 審理員による審理手続に関する規定の適用除外	61
第 17 条第 1 項 審査会への諮問	62
第 17 条第 2 項 諮問をした旨の通知	65
第 17 条第 3 項 答申の尊重	66
第 18 条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	67
第 3 章 行政情報公開・個人情報保護審査会	
第 19 条 行政情報公開・個人情報保護審査会の設置等	69
第 20 条 部会	71
第 21 条 審査会の調査権限	72
第 22 条 意見の陳述等	74
第 23 条 意見書等の提出	75
第 24 条 委員による調査手続	76
第 25 条 提出資料の写しの送付等	77
第 26 条 調査審議手続の非公開	79
第 27 条 答申書の送付等	80
第 28 条 規則への委任	81
第 4 章 情報公開の総合的推進	
第 29 条 情報提供その他の施策の推進	82
第 30 条 会議の公開	83
第 31 条 出資法人等の情報公開	84
第 5 章 雑則	
第 32 条 目録等の整備	86
第 33 条 運用状況の公表	87
第 34 条 委任	88
附則	89

前文

日本国憲法の定める地方自治の本旨を実現し、地方分権をより一層推進するには、住民参加による透明で開かれた市政が必要である。このため、高知市は、市の保有する情報を住民と共有するとともに、より広く情報発進する自治の在り方を目指して、情報公開制度の一層の充実を図ることとした。この条例では、市が保有する情報の公開を原則として、個人のプライバシーを含め市民の権利に最大限の配慮を払い、市民から信託された行政についての説明義務を果たすために必要な事項を定めている。高知市は、このような精神にのっとり、条例の解釈運用に努めなければならない。

【趣旨】

- 1 この前文は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号。以下「条例」という。）の制定の趣旨並びに制度運用の基本的事項及び基本的姿勢を述べたものである。
- 2 前文では、地方自治の本旨を実現し、地方分権を一層推進するには、住民参加による透明で開かれた市政の確立が必要であるという基本的認識の下に、市は情報公開制度の一層の充実を図ることとしたこと、また、本条例運用の基本的事項は、「公開原則」、「個人のプライバシーを含めた市民の権利への最大限の配慮」及び「説明義務」であることを述べるとともに、市は、これらを理念に本条例の解釈運用に努めなければならないとしている。

第1章 総則

第1条 目的

第1条 この条例は、行政情報の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利を具体的に保障するとともに、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにするもので、本市における情報公開制度の基本的な考え方を示すものである。

【解釈】

1 「行政情報の公開等に関し必要な事項を定める」について

「行政情報の公開等に関し必要な事項」とは、対象となる行政情報、実施機関、請求権者、非公開情報、公開請求の手続等情報公開制度を実施するに当たって必要とする事項をいう。

したがって、これらのことを「定める」とは、市民が市の保有する行政情報の公開を請求する権利及びこれに応じる市の機関の義務とそれに伴う手続を定め、情報公開制度を確立することをいう。

2 「市民の知る権利を具体的に保障する」とは、行政情報の公開請求権を制度化することによって、市民の市政に対する「知る権利」を明確化し、実現することをいう。

3 「公正で民主的な市政の発展に寄与する」とは、この条例により実現しようとする直接の目的を規定したものである。

情報公開制度により市の保有する行政情報が市民に公開されることで、市民がこれを吟味して適正な意見を形成し、より積極的に市政へ参加していくことが可能となり、このことを通じて、市民の意思が反映された公正で開かれた民主的な市政の発展が一層図られることになる。

第2条第1項 実施機関

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、上下水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

【趣旨】

本項は、この条例による行政情報の公開を実施する機関の範囲を定めたものである。

【解釈】

1 本項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び消防組織法（昭和22年法律第226号）により、独立して事務を管理し、執行する機関である市長、上下水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をもって、行政情報の公開等を実施する市の機関（以下「実施機関」という。）としたものである。

なお、市議会は、高知市議会情報公開条例（平成12年条例第83号）を制定し、平成13年7月1日から施行している。

2 各実施機関は、本条例に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負うものである。

3 職員厚生会や民法（明治29年法律第89号）その他の法律によって設立された公益法人等は、市とは別の団体であるので、本条例の実施機関には含まれない。

第2条第2項 行政情報

2 この条例において「行政情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 高知市立市民図書館その他これに類する市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

【趣旨】

本項は、行政情報の定義を行うことにより、この条例の対象となる行政情報の範囲を定めたものである。

【解釈】

1 「実施機関の職員」とは、市長、上下水道事業管理者、消防長、行政委員会の委員及び監査委員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員をいう。

2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得した場合をいい、文書等に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。職務には、地方自治法第180条の2又は180条の7の規定により、他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務を含む。また、職務として行う事務が、市の自治事務であるか、国又は県が本来果たすべき役割に係るものであつて、法令により実施機関が処理することとされている事務（法定受託事務。地方自治法第2条第9項第1号及び第2号）であるかの別は問わない。

ただし、職員が、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条（地方公共団体の便宜の供与）等の規定により、他の法人その他の団体の事務に従事している場合における当該事務は、「職務上」に含まれないものである。

3 「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」とは、この条例の対象となる行政情報の範囲を情報の記録の形態により定めたものである。

(1) 「文書」とは、文字又はこれに代わるべき符号を用いて、ある物体の上に永続性を持った状態で記載された思想の表示をいい、この条例においては、図画を除くものを指し、形態としては、台帳類、伝票類、カード等を含むものとする。また、「これに代わるべき符号」としては、点字、速記用符号等が考えられ、「ある物体」とは、通常用いられる紙又はこれに類するものをいう。なお、文書と「図画」との区別は、「文字又は符号」を用いているか、

「象形」を用いているかによる。

- (2) 「フィルム」とは、写真のネガフィルム、スライドフィルム、映画フィルム及びマイクロフィルムをいう。
 - (3) 「電磁的記録」とは、電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録全般をいい、光ディスク（コンパクトディスク）、磁気ディスク（フロッピーディスク等）、磁気テープ（録音テープ、ビデオテープ等）などの媒体に記録され、その内容の確認に再生用の機器を用いる必要がある情報である。
- 4 「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該行政情報がその作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもの（組織共用文書）を意味する。したがって、職員が単独で作成し、又は取得した文書等であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための資料やメモ等）、職員が自己の職務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらないことになる。
- 5 ただし書は、公開請求の対象となる行政情報から除かれるもの、つまり、条例の適用を除外する行政情報について定めたものである。
- (1) 第1号は、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を公開請求の対象外とすることを定めたものである。これらは、一般に容易に入手・利用することができるものであることから、本制度の対象外とした。
 - (2) 第2号は、一般の行政事務処理上の必要性からではなく、歴史や文化、学術研究といった観点から、その資料的価値に着目して保有されているものを公開請求の対象外とすることを定めたものである。市の市民図書館、自由民権記念館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものは、条例の適用除外となる。「特別の管理がされているもの」とは、他の一般の行政情報と区分して管理されており、かつ、その利用に関する手続が定められているものをいう。

【運用】

《組織共用文書の範囲》

(1) 作成した文書

職務上の内部検討に付された時点以降のものであって当該組織において利用可能な状態で保存されているものをいう。具体的には、次のア及びイの両方の要件を満たすものが組織共用文書に該当する。

ア 職務上の内部検討に付された時点以降のもの

(ア) 「職務上の内部検討」とは、課長等一定の権限を有する者（以下「課長等」という。）を含めて行われる内部検討をいう。

- (イ) 「一定の権限を有する者」とは、高知市職務権限規程（平成6年庁達第8号）等に規定する事案の決裁権を有する者をいい、当該事案を担当する副参事等が置かれている場合は、これを含むものとする。
 - (ウ) 課長等が不在の際、高知市職務権限規程等に規定する事案の決裁又は審議の臨時代行（代決）者が検討に加わった場合は、職務上の内部検討に付されたものとみなす。
 - (エ) 課長等を含む内部検討に付されていないものであっても、台帳類・帳簿類及び簡易又は定型的な文書等であって当該組織において利用するために作成されたものは、職務上の内部検討に付されたものとみなす。
 - (オ) 起案文書については、事案の決裁権者の指示により作成されたものであるため、起案者により作成された時点で職務上の内部検討に付されたものとみなす。
 - (カ) 「職務上の内部検討に付された時点以降」とは、組織として説明する義務を果たす観点から、作成した文書が職員の個人的検討の段階を離れ、一定の権限を有する者の関与を経て組織的に用いる文書としての実質を備えることとなった時点以降という趣旨である。
- イ 組織において利用可能な状態で保存されているもの
- (ア) 実施機関の定める文書管理規程等の規定に基づき、登録等が行われ、保存されているものをいう。ただし、登録等が行われていない場合であっても、共用のキャビネットや保管庫等に保存されているものは、「組織において利用可能な状態で保存されているもの」に該当する。
 - (イ) 「保存されているもの」には、回付中の文書又は内部検討の途上にある文書を含むものとする。また、保存期間が経過しても、実施機関が引き続き必要なものとして保存しているものも、これに該当する。
- ウ 具体例
- (ア) 事案決裁等の手続が終了した文書
 - (イ) 事案決裁等の手続の途中の文書
 - (ウ) 課長等を含む内部検討に付された段階の素案等
 - (エ) 庁内の組織間での事務説明用に提出された資料
 - (オ) 部内課長会その他課以上の組織をまたがる会議、打合せ等に提出された資料
 - (カ) 部をまたがる関係部課長会等に提出された資料
 - (キ) 庁議等に提出された資料
 - (ク) 審議会、懇談会等の資料
 - (ケ) 説明会、対外的打合せ等の資料
 - (コ) 事務マニュアル、業務日程表等組織的に利用する文書
- (2) 取得した文書

受領した時点以降のものであって、組織において利用可能な状態で保存されているものをいう。具体的には、次のア及びイの両方の要件を満たすものが組織共用文書に該当する。

ア 受領した時点以降のもの

受領した時点以降のものであれば、必ずしも收受印が押されている必要はない。したがって、会議等で配布された文書は、配布された時点で受領したことになる。

イ 組織において利用可能な状態で保存されているもの

上記(1)イに同じ。

ウ 具体例

(ア) 供覧の手続が終了した文書

(イ) 供覧の手続の途中の文書

(ウ) 会議等で受領した資料

(エ) 申請書、届出書、報告書等（実施機関へ提出された時点で対象となる。）

(オ) 委託契約等の成果物

(3) 電磁的記録の取扱い

電磁的記録についても、上記(1)及び(2)と同様の考え方とする。

ア 業務用システムのデータ等

汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、サーバ等により処理されている業務用システム（当該事務処理のために特別に作成されたプログラムを用いてパソコン等により処理を行っているものを含む。）のデータ等については、実施機関が組織的に利用・管理するものと認められるので、原則として組織共用文書に該当する。

イ フロッピーディスク等に記録された文書等

パソコンやワープロで作成された文書等で、フロッピーディスクやハードディスク等（以下「フロッピーディスク等」という。）に記録されたものについては、上記(1)又は(2)の要件に該当する場合は組織共用文書となる。

なお、起案文書や資料等を作成するため、職員が事務処理の過程で補助的、手段的に作成した文書であってフロッピーディスク等に記録されているものについても、組織において利用可能な状態で保存されている場合は、組織共用文書に該当する。

ウ 具体例

(ア) 統計処理等数的処理のために利用しているデータ

(イ) 台帳、事例集等のデータベース

第3条 実施機関の責務

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、請求に基づき行政情報を公開するとともに、情報提供その他の施策を充実し、総合的な情報公開の推進を図ることにより、市の有するその諸活動を説明する責務を全うするよう努めなければならない。

2 実施機関は、行政情報の公開を請求する権利が十分尊重されるよう、公開を原則としてこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない

【趣旨】

本条は、この条例の目的を達成するために、実施機関がこの条例の解釈と運用に当たってとるべき姿勢と果たすべき責務について定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

(1) 実施機関は、この条例の目的を達成するために、その保有する行政情報を公開請求に基づいて公開するのみならず、市民に積極的に情報の提供・公表を進めていくための総合的な情報公開の推進施策を図ることにより、市民に対する市政の諸活動を説明する責務を果たさなければならない旨を定めたものである。

(2) 「請求に基づき行政情報を公開する」とは、この条例の定めに基づく請求に対応して行政情報を公開することをいう。

(3) 「情報提供その他の施策を充実し、総合的な情報公開の推進を図る」とは、情報提供施策及び情報公表施策の充実に努めるとともに、審議会等の会議の公開及び出資法人等の情報公開を実施することにより、市政に関する情報の公開を総合的に推進することをいう。

(4) 「市の有するその諸活動を説明する責務」とは、市民から市政を負託された市は、市政の諸活動の状況を市民に対して説明する責務がある旨を表現したものであり、これが十分に果たされることによって、公正で民主的な市政の発展が図られるものである。

2 第2項関係

(1) 前段は、実施機関は、条例に定める要件を満たした公開請求に係る行政情報については、市民の公開請求権を尊重し、非公開情報が記録されている場合を除き公開しなければならないという「原則公開」の観点から、本条例全体を解釈し、運用しなければならないとする趣旨を明らかにしたものである。

(2) 後段は、原則公開を基本とする情報公開制度にあっても、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他個人に関する一切の情報（以下「個人情報」という。）は、最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならないことを明らかにしたものである。

本来、保護されるべき個人情報の内容については、「個人の秘密、個人の私生活その他の

他人に知られたくない個人に関する情報」であるところの、いわゆる「プライバシー」に関する情報であるが、何が保護されるべきプライバシーかということについても種々の考え方があつた。したがつて、情報公開とプライバシーの保護の調和を図り、基本的人権にかかわるプライバシーの保護を徹底するため、本条例では、プライバシーに当たるかどうか不明確なものも含めて、個人情報とは原則として非公開とするものである。

個人情報の原則非公開は、条例第9条第2号において定めるところであり、個人情報の公開・非公開の具体的判断は、もつぱら同号に規定するところによるが、特に、同号ただし書の規定により公開することとなる個人情報の解釈及び運用に当たつては、プライバシー保護の趣旨に則して行わなければならない。

なお、プライバシーの保護を図るため、高知市個人情報保護条例（平成18年条例第37号。以下「個人情報保護条例」という。）が定められている。

【運用】

《条例に基づく行政情報の公開と情報提供》

この条例は、行政情報の公開を請求する権利及びその権利に対応する実施機関の公開義務を規定したものである。

一方、市は、従来から市民から要求があれば行政サービスとして行政情報を閲覧させたり、事務事業を円滑に進めるなどのために行政資料を配布したりするなど種々の方法で情報提供を行つてきた。

それら広い意味での情報提供は、この条例の制定により禁止や制限をされるものではなく、市と市民との密接な情報伝達による市政運営を進めていくためには、公開請求を待つまでもなく、市民に対する情報提供を推進することが今後も重要である。

第4条 利用者の責務

第4条 この条例による公開制度を利用しようとするものは、条例の目的とするところに従ってその権利を正当に行使するとともに、公開された情報を適正に使用しなければならない。

【趣旨】

本条は、情報公開制度を利用して行政情報の公開を請求しようとするものの責務を規定したものである。

情報公開制度においては、その請求理由、公開請求によって得た情報の使用目的等を問わないことが原則であるが、公開請求者は、この条例の目的に沿った請求を行うこと及び公開請求者がこの条例の規定により得た情報を社会通念上の良識に従って使用すべきことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「条例の目的とするところ」とは、「公正で民主的な市政の発展に寄与する」というこの条例の目的に従ってという趣旨である。
- 2 「権利を正当に行使する」とは、利用者の公開請求権の行使は、条例の目的とするところに従って正当でなければならないということであり、請求権の濫用にわたってはならないということである。
- 3 「適正に使用しなければならない」とは、公開請求によって得た情報の使用に当たっては、個人のプライバシー、第三者の正当な権利を不当に侵害しないことなど社会通念上の良識に基づいた使用をしなければならないことをいう。

【運用】

- 1 実施機関は、請求権の濫用に当たると認められる場合は、請求者に対して適正な請求をすよう求めるものとする。
- 2 公開された情報が不適正に使用されたことが確認されたときは、公開した実施機関は、当該利用者によるその中止を要請するとともに、そのものから再び請求のあった場合は特に留意するものとする。
- 3 著しく不適正な請求及び使用については、権利濫用の一般法理により対処するものとする。

第2章 行政情報の公開

第5条 公開請求権

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し当該実施機関の保有する行政情報の公開を請求することができる。

【趣旨】

本条は、この条例に基づき行政情報の公開を請求する権利を行使することができるものの範囲を定めたものである。

【解釈】

- 1 行政活動等の広域化等に伴い、市政に関心と関わりを有する者は市民に限られるものではなく、行政情報の公開を請求する権利をあえて市民に限定する実質的理由が乏しく、より開かれた市政の一層の推進に資するため、市民に限らず広く何人にも行政情報の公開請求権を認めるものである。
- 2 「何人も」とは、市民を含むすべての自然人、法人のほか、自治会・町内会、消費者団体等であって、法人格は有していないが、団体としての規約及び代表者が定められているものも含まれる。

【運用】

- 1 代理人による公開請求については、委任状等によって代理関係を確認するものとする。
- 2 未成年者から公開請求があった場合には、原則として法定代理人等の立会いを求めることとする。しかし、社会通念上、公開を受けた行政情報の意義、内容等を理解することができ、かつ、費用負担能力もあると認められる場合は、単独の請求であっても認めることとする。

第6条 公開請求の手続

第6条 行政情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 公開請求をしようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 公開請求をしようとする行政情報の件名その他の公開請求に係る行政情報を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が別に定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、行政情報の公開についての具体的な請求方法及び公開請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

- (1) 行政情報の公開の請求は、請求権の行使であり、請求に係る事実関係を明らかにし、後日の紛争を防止する等手続の正確を期すため、請求は文書により行うものである。
したがって、郵送等による請求は認められるが、口頭又は電話による公開請求は認められない。
- (2) 「公開請求をしようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名」は、公開請求者の本人又は代理人であることを確認するとともに、実施機関が公開請求者と連絡をとり、公開決定等を通知するために必要な事項である。
- (3) 「その他の団体」とは、自治会・町内会、消費者団体等のいわゆる権利能力なき社団等をいう。
- (4) 「行政情報を特定するに足りる事項」とは、実施機関が公開請求に係る行政情報を合理的な方法で特定できる程度に具体的な記載をいう。
- (5) 「その他実施機関が別に定める事項」とは、具体的には、公開の方法の区分（閲覧、視聴、聴取、写しの交付）等をいう。
- (6) 公開請求書の様式は、高知市行政情報公開条例施行規則（昭和62年規則第68号。以下「規則」という。）第3条において、行政情報公開請求書（規則第1号様式）が定められて

いる。

2 第2項関係

- (1) 「公開請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合や、「公開請求に係る行政情報を特定するに足りる事項」の記載に不備があり公開請求に係る行政情報を特定することができない場合等をいう。
- (2) 「相当の期間」とは、公開請求者が補正をするのに足りる合理的な期間をいう。
- (3) 「補正の参考となる情報」とは、ファイル基準表、文書目録その他公開請求者が行政情報を特定するために必要な情報をいう。
- (4) 公開請求書の受領に当たって、明らかに公開請求書の記載に不備がある場合は、職員は窓口で当該公開請求書の不備を補正するよう求めるものとするが、補正に応じないまま公開請求書が提出された場合や公開請求書を受領した後に不備が明らかになった場合、公開請求書が郵送されてきた場合その他その場で補正することができない場合は、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。この場合において公開請求者が不備を補正しない場合は、当該公開請求を却下することとなる。

なお、公開請求の対象文書が行政情報に該当しない場合や当該対象文書を保有していない場合は、形式上の不備に当たらない。

【運用】

公開請求者は、一般的に行政実務に通じていないことから、「公開請求に係る行政情報を特定するに足りる事項」を的確に記載することは困難な場合が多い。したがって、実施機関は、文書目録を案内したり、公開請求者と連絡を取り合うなどして、行政情報を特定するために必要な情報を積極的に提供する必要がある。

【参考】

公開請求の手続について

「高知市行政情報公開事務取扱要綱」→第3 公開請求書の受付事務

第7条 公開請求に対する決定等

第7条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部を公開するとき、又は一部を公開するとき（公開請求に係る行政情報の一部を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、公開請求者に対しその旨を直ちに書面により通知しなければならない。ただし、当該請求に係る行政情報の全部を公開請求のあった日に公開することができる場合は、口頭により通知することができる。

2 実施機関は、行政情報の全部を公開しないとき（第12条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る行政情報の全部又は一部を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対しその旨を直ちに書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項又は前項の規定により公開請求に係る行政情報の一部又は全部を公開しないときは、公開請求者に対し第1項又は前項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部又は全部を公開しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、当該期日を前項の書面に付記しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による決定（以下「公開決定等」という。）は、当該公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

6 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他相当の理由により、同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないと認めるときは、公開請求があった日から起算して30日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し速やかに当該延長の理由及び公開決定等を行うことができる時期を書面により通知しなければならない。

7 実施機関は、公開請求に係る行政情報が大量であることその他正当な理由により、第5項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該公開決定等の期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、前項の規定の例により、公開請求者に対し通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、条例第6条（公開請求の手続）の規定による公開請求に対する実施機関の応答義務及びその手続を規定したものである。

【解釈】

1 第1項及び第2項関係

- (1) 第1項及び第2項は、公開請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態を明らかにし、存否応答拒否をする場合及び行政情報の不存在による非公開決定をする場合についても明確に処分として位置付けることを定めたものである。
- (2) 第1項又は第2項の規定による公開決定等をした場合には、直ちにその旨を書面により公開請求者に通知しなければならない。ただし、第1項の規定により、公開請求された行政情報の全てが即時に公開できるものについては、公開決定に係る決裁及び公開決定の通知を口頭で行うことができるものである。なお、この規定を適用して決裁及び公開決定の通知を口頭で行った場合は、遅滞なく公開実施報告書（起案紙による。）により担当課長まで報告し、当該報告書の写しを総務課長に送付するものとする。
- (3) 第1項又は第2項の規定による通知は、規則第5条の定めるところに従い、行政情報の全部を公開するときは行政情報公開決定通知書（規則第3号様式）により、行政情報の一部を公開するときは行政情報一部公開決定通知書（規則第4号様式）により、行政情報の全部を公開しないときは行政情報非公開決定通知書（規則第5号様式）により行うものとする。

2 第3項関係

- (1) 本項は、実施機関が、前2項の規定により公開請求に係る行政情報の一部又は全部を公開しないときは、理由の提示が必要であること、また、その場合は、公開しない根拠規定及びこれを適用する理由を客観的に理解できる程度に記載しなければならないことを定めたものである。
- (2) 「第1項又は前項の規定により公開請求に係る行政情報の一部又は全部を公開しないとき」とは、公開請求に係る行政情報の一部又は全部を公開しない旨の決定をする場合のほか、存否応答拒否及び不存在の決定をする場合を含むものである。
- (3) 理由の付記は、公開請求を拒否する決定を適法にするための要件であり、理由を付記していない場合又は付記された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となる。したがって、公開請求を拒否する処分を行う場合には、本項の趣旨に即し、非公開の理由を明確に付記しなければならない。
- (4) 不存在決定の理由としては、未作成（作成予定）、不作成（作成予定なし）、未取得（取得予定）、廃棄（文書保存年限の経過）、非該当（条例第2条第2項に定める行政情報に該当しない。）等がある。
- (5) 存否応答拒否をする場合の理由は、当該公開請求に係る行政情報が仮に存在する場合、どの非公開条項に該当し、当該行政情報の存在等を明らかにすることがなぜ非公開情報を明らかにすることになるのかを示さなければならない。
- (6) 「当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」とは、単に根拠規定を示

すだけでなく、いかなる事実を認定して公開しない旨の決定をしたのかを具体的に記載することが必要であることをいう。

3 第4項関係

- (1) 本項は、決定を行う時点では、条例第9条各号の非公開情報に該当するが、時間の経過等により将来公開を拒む理由がなくなり、かつ公開をすることができる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を公開請求者に対し、書面により通知しなければならない旨を規定したものである。
- (2) この場合における「期日をあらかじめ明示できるとき」の期日とは、10年後、20年後等の相当長期間の趣旨ではなく、おおむね1年以内の確定期日をいい、事務事業の終了後等である場合においても、当該終了の時点を示す期日をいう。
- (3) この期日の明示は、公開できるようになる期日を教示するものであり、その期日に行政情報の公開を実施することではないため、公開請求者は、改めてその期日経過後に、行政情報の公開の請求を行わなければならない。

4 第5項関係

- (1) 本項は、行政情報の公開決定等は、できるだけ速やかに行われることが望ましいことから、公開請求に係る行政情報の検索、公開・非公開等の審査、公開決定等通知書の作成その他決定までに要する事務を行う日数を勘案し、決定の期間を「15日以内」と定めることにより、実施機関に対し、迅速な手続を義務付けたものである。したがって、これにより少ない日数をもって公開決定等を行うことができるときは、速やかに行わなければならない。
- (2) 「当該公開請求があった日」とは、受付窓口（各担当課、情報公開センター）において当該公開請求書を受け付けた日をいう。
- (3) 公開請求があった日から起算して15日目に当たる日が決定期限の満了日となる。ただし、その日が休日等に当たるときは、その直後の休日でない日が満了日となる。
- (4) 「補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」とは、補正を求めた日から補正が完了した日までは公開決定等を行う期間に含まないことをいう。

なお、補正を求めた場合であっても、公開請求者が当該補正に応じない旨を明らかにしたときは、当該意思表示以降は、補正に必要な期間とはいえないので、停止していた期間が再び進行する。したがって、実施機関は、速やかに公開請求に対する判断を行わなければならない。

5 第6項関係

- (1) 本項は、事務処理上の困難その他相当の理由により、15日以内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して30日以内に公開決定等を行わなければならないとする趣旨である。

なお、この期間延長は、原則として、再度行うことはできないものとする。

(2) 「事務処理上の困難その他相当の理由」とは、実施機関が誠実に努力しても、請求があった日から起算して第5項に規定する15日以内に公開決定等ができない合理的な理由をいい、おおむね次の一つに該当する場合などをいう。

ア 複数の部局に関連する事務に関する情報が記録されている行政情報であって、当該関係部局の意見を徴する必要があるなど公開決定等の判断に多数の当事者間の調整が必要な場合

イ 公開請求に係る行政情報の内容が専門的かつ複雑で、情報の内容を確認し、公開決定等の判断をするのに相当の日数を要する場合

ウ 公開請求に係る行政情報の一部又は全部を公開しないときに、第3項で定められた実施機関の理由付記の義務を全うするために、相当の日数を要する場合

エ 年末年始等事務を行わない期間があるときその他の合理的な理由により、期間内に公開決定等を行うことが困難である場合

(3) 通知は、規則第5条第2項の定めるところに従い、行政情報公開決定等期間延長通知書（規則第6号様式）により行うものとする。

6 第7項関係

(1) 本項は、公開請求に係る行政情報が大量であることその他正当な理由により、請求があった日から起算して第5項に規定する15日以内に公開決定等を行うことができない場合における公開決定等の期限の特例を定めたものである。

(2) 「公開請求に係る行政情報が大量であること」とは、実施機関が公開請求に係る行政情報の検索、公開決定等の判断、公開決定通知書等の作成、公開決定等に係る行政情報の写しの作成等の事務を誠実に行って、当該事務が膨大で、第5項本文の公開決定等の期間内には、当該行政情報の公開決定等を行うことができない程度に大量である場合をいう。

また、「大量であること」には、一件あたりの公開請求に係る対象となる行政情報は大量ではないが、同時期に多くの種類の公開請求があり、前記の公開決定等の処理事務を15日の期間内に行うことが困難な場合を含む。

(3) 「その他正当な理由」とは、15日以内に公開決定等ができないことについて、合理的理由が必要であるが、具体的には、次のような場合が考えられる。

ア 条例第13条に規定する第三者に関する情報が記録されている行政情報であって、当該第三者の意見を聴取するなど、公開決定等に慎重な手続が要請される場合

イ 予測し得ない突発的な業務の増大又は風水害の発生等緊急を要する業務の処理のため、公開決定等の手続を続行できない場合

(4) 延長の期間は、実施機関が任意に設定できるという趣旨ではなく、公開請求に係る行政情報についての公開決定等を行うために必要とされる合理的なものであり、なおかつ客観的なものでなければならない。また、再延長は原則として行わないものとする。

(5) 通知は、規則第5条第2項の定めるところに従い、行政情報公開決定等期間延長通知書（第6号様式）により行うものとする。

【運用】

《公開請求から公開決定等までの日数》

公開請求



【参考】

公開決定等の手続について

「高知市行政情報公開事務取扱要綱」→第4 公開決定等の事務

第8条 行政情報の公開の実施

第8条 実施機関は、前条第1項の規定により行政情報の全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、速やかに公開請求者に対し当該行政情報を公開しなければならない。ただし、第13条第3項に規定する意見書が提出されたときは、この限りでない。

2 行政情報の公開は、公開請求者の求めに応じ、当該行政情報を閲覧、視聴若しくは聴取に供し、又はその写しを交付することにより行うものとする。

3 行政情報の閲覧、視聴、聴取又は写しの交付の方法は、行政情報の種別その他の事情を考慮して、実施機関が別に定めるものとする。

4 実施機関は、行政情報の公開をすることにより、当該行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、第2項の規定にかかわらず、当該公開請求に係る行政情報の写しにより公開することができる。

【趣旨】

本条は、条例第7条第1項（公開請求に対する決定等）の規定により、行政情報を公開する旨の決定した場合の速やかな公開の義務とその方法を定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

(1) 実施機関は、行政情報の公開決定（一部公開決定を含む。）をしたときは、速やかに当該行政情報の公開をしなければならないものである。

(2) ただし書は、速やかな公開実施義務の例外として、条例第13条第3項の規定により「第三者」から反対意見書が提出されたときは、当該第三者からの審査請求期間を考慮し、公開決定日から少なくとも2週間は公開の実施を行わないものである。

2 第2項及び第3項関係

(1) 行政情報の公開は、閲覧、視聴、聴取又は写しの交付のうち、公開請求者が公開請求時に求めた方法により行うものとする。公開請求者が閲覧等を行った際に写しの交付を求めたときには、写しの交付に応じるものとする。

(2) 行政情報の種類別の公開の方法は、規則第6条第1項の規定により、次のとおりである。

ア 文書、図画、写真及びフィルムについては、当該文書、図画、写真及びフィルムの閲覧、視聴又は写しの交付

イ 録音テープ（録音ディスクを含む。以下同じ。）又はビデオテープ（ビデオディスクを含む。以下同じ。）については、当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットに複製したものの交付

ウ その他の電磁的記録については、次に掲げる方法であって、市長が保有するプログラ

ム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの。ただし、(イ)及び(ウ)による公開の方法は、当該電磁的記録の全部が公開できる場合であって、かつ、容易に対処できるときに限り行うものとする。

(ア) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(イ) 当該電磁的記録を専用機器（公開を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

(ウ) 当該電磁的記録をフロッピーディスク又は光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルのものに限る。）に複製したものの交付

3 第4項関係

(1) 行政情報の公開は当該行政情報の原本をもって行うべきであるが、原本をもって公開を行うことにより、原本の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときには、当該原本を複製したものををもって公開することができるものである。

(2) 「行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき」とは、行政情報の形態若しくは形状から行政情報が破損され、又は汚損されるおそれがある場合をいう。

(3) 「その他正当な理由があるとき」とは、次に掲げる場合等をいう。

ア 条例第 10 条の規定により、行政情報の一部公開を行うとき

イ 台帳などのように、日常業務に使用しており、これを閲覧等に供することにより、日常業務に相当な支障を及ぼすおそれがある場合

ウ 貸し出され、又は使用中であるなどにより、原本で対応できない等の場合

エ その他行政の円滑な執行を確保する必要がある場合

【参考】

公開の方法について

- ・「高知市行政情報公開条例施行規則」→第 6 条 公開の方法等
- ・「高知市行政情報公開事務取扱要綱」→第 6 行政情報の公開事務

第9条 行政情報の公開義務

第9条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し当該行政情報を公開しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に本条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該行政情報を公開しなければならないという原則公開の基本的考え方を定めたものである。

【解釈】

1 公開・非公開の基本的考え方

本条例は、市民の知る権利を具体的に保障するとともに、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とするものであることから、行政情報は原則公開との考え方に立っている。しかしながら、一方で、個人又は法人等の正当な利益や行政事務の適正な遂行の利益等も適切に保護すべき必要があり、公開することの利益と公開しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、本条例では、公開しないことに合理的な理由がある情報を非公開情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この非公開情報が記録されていない限り、公開請求に係る行政情報を公開しなければならないこととしている。

2 非公開情報の取扱い

本条は、公開請求に係る行政情報に非公開情報が記録されている場合の実施機関の義務については特に定めていないが、非公開情報は、公開することの利益と公開することにより損なわれてはならない利益との調整を図るものであるから、条例第11条の規定の反対解釈として、実施機関は、「公益上特に必要があると認める場合」以外は公開してはならないこととなる。

3 公開の実施の方法との関係

本条例でいう「公開」とは、行政情報の内容をあるがままに示し、見せることであり、公開・非公開の判断は、専ら公開請求に係る行政情報に非公開情報が記録されているかどうかによって行われ、公開の実施の方法によって公開・非公開の判断が異なることはない。ただし、公開決定された行政情報の公開の実施に当たり、行政情報の保存、技術上の観点から、原本での閲覧を認めることが困難である場合など一定の制約はあり得る（条例第8条第4項参照）。

4 各号の「公開すること」について

本条各号で用いられている「公開すること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。本条例では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに公開請求

ができることから、公開請求者に公開するという事は、何人に対しても公開を行うことが可能であるということの意味する。

したがって、本条の各号における非公開情報該当性の判断に当たっては、「公開することにより」正当な利益を損なう合理的な理由があるか等を判断することとしている。

5 非公開情報該当性の判断の時点

非公開情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、公開請求があつた都度判断しなければならない。一般的には、ある時点において非公開情報に該当する情報が、別の時点においても当然に非公開情報に該当するわけではない。なお、個々の公開請求における非公開情報該当性の判断の時点は、公開決定等の時点である。

【運用】

1 守秘義務との関係

(1) 本条は、非公開情報の範囲を定めているのに対して、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条の守秘義務は、公務員の職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであり、両者は本来その趣旨及び目的を異にしている。地方公務員法等行政機関の職員に守秘義務を課している規定における秘密とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められもの（実質秘）をいうが、実質秘の範囲は具体的に定められているとはいひ難い。したがって、本条と守秘義務とはその対象となる情報について重なる場合が多いが、当然にすべてが一致するものではない。

(2) 本条各号に該当する情報が守秘義務の対象となるかどうかは、個別具体的な事案ごとに判断するものであり、条例に基づき適法に公開している限りにおいては守秘義務違反とはならないものと考えられる。

2 法令との関係

地方自治法第 100 条、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 223 条、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 23 条の 2 の規定等のように、法令の規定により、実施機関に対して、行政情報の提出又は閲覧等を要求されることがある。この場合における当該法令の規定と本条各号との関係についても、両者はその趣旨及び目的を異にするものであり、本条各号に該当するかどうかをもって、当該要求の諾否の理由とすることはできない。法令の規定に基づく行政情報の提出又は閲覧等の要求に対しては、要求の根拠となつた法令の趣旨、要求の目的、対象行政情報の内容等を総合的に判断して個別具体的に諾否を決定することとなる。

第9条第1号 法令秘情報

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関若しくは高知県の機関の指示等により、明らかに公開することができないとされている情報

【趣旨】

本号は、法令若しくは条例の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関若しくは高知県の機関の指示等により、明らかに公開することができないとされている情報は、非公開とすることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「法令」とは、法律及び政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令をいう。
- 2 「実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関若しくは高知県の機関の指示等」とは、地方自治法の規定等により普通地方公共団体の事務の処理に関し国又は都道府県が行う指示であって、実施機関が法律上従う義務を有するものをいう。法定受託事務の処理に関する地方自治法第245条の7の規定による是正の指示に限定されないが、実施機関が法律上従う義務を有するものであることが必要である。
- 3 「明らかに公開することができない」とは、法令等又は指示の文言、趣旨等からみて明らかに公開することができないと判断され得る情報をいう。

なお、これに該当する情報を整理すると、次のとおりである。

- (1) 明文をもって公開が禁止されている情報
- (2) 他目的使用が禁止されている情報
- (3) 個別法により守秘義務が課されている情報
- (4) その他趣旨、目的からみて、明らかに公開することができないと認められる情報

【運用】

実施機関が法律上従う義務を有する国の行政機関又は都道府県の機関の指示について、地方自治法第249条は、是正の要求、指示その他これらに類する行為については、書面によることを求めている。

したがって、権限ある者から書面で非公開とすることを求められている場合には、書面の内容を具体的に検討して、慎重に判断を行うものとする。

【具体例】

- 1 明文の規定を持って公開が禁止されている情報
 - ・印鑑登録票その他印鑑の登録又は証明に関する書類（高知市印鑑条例第16条）
 - ・公判の開廷前における訴訟に関する書類（刑事訴訟法第47条）

2 他目的使用が禁止されている情報

- ・基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報，事業所母集団データベースに含まれる個人情報（統計法第 52 条第 1 項）

3 個別法により守秘義務が課されている情報

- ・市税申告書等収入額，所得額，税額等の記載のある文書（地方税法第 22 条）
- ・措置入院に関する診断書（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 53 条）

4 その他法令等の趣旨，目的からみて，公開することができないと明らかに認められる情報

第9条第2号 個人情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することがやむを得ないと認めるに足りる合理的な理由があるもの

ウ 次に掲げる者の職務の遂行に係る情報に含まれる当該者の職名及び氏名であって、公開しても当該者の権利利益を著しく害しないと認めるに足りる合理的な理由があるもの

(ア) 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7第1項に規定する法人の役員

(ウ) 市から補助金、交付金等の交付を受けている次に掲げる団体の役員

a 一般社団法人及び一般財団法人

b 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

c 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人

d 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

e 社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会、同法第110条に規定する都道府県社会福祉協議会並びに同法第111条に規定する社会福祉協議会連合会

エ 公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

1 本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報が記録されている行政情報は非公開とすることを定めたものである。

2 プライバシーの具体的内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないため、本号で

は、個人のプライバシーに関する情報であると明らかに判別できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であると推認できる場合も含めて（プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて）、個人に関する一切の情報は原則として非公開とした。その一方で、個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公開する必要性の認められるものについて、本号ただし書により例外的に非公開情報から除くこととした。

【解釈】

1 「個人に関する情報」には、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の情報についての事実、判断、評価等のすべてが含まれる。すなわち、個人に関する情報とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報をいう。

具体的には、次に掲げるものが該当する。

(1) 家庭や生活に関する情報

本籍、住所、電話番号、家族構成、生活記録など

(2) 内心の秘密に関する情報

思想、信条、宗教、意識、趣味など

(3) 知識、技術及び能力に関する情報

学業成績、各種試験成績、資格取得状況など

(4) 心身の状況に関する情報

身体的特徴、健康状態、病歴、障害の有無及び程度など

(5) 経歴や社会的活動に関する情報

職業、学歴、犯罪歴、所属団体など

(6) 財産状況に関する情報

収入、支出、資産、公的扶助の受給状況など

なお、「個人」には、生存する個人のほか死亡した個人も含まれる。生前に本号により非公開であった情報が、個人が死亡したことをもって公開されることとなるのは不相当である。

2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、本条第3号本文に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義であるため、同号で判断することとし、本号の個人情報の範囲から除外した。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人情報（家族状況等）は、本号により、公開又は非公開の判断を行う。

3 「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」について

(1) 「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

(2) 「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、印影、履歴、写真、

年齢、性別、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が考えられる。

- 4 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も公開請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。

なお、個人識別性の判断に当たっては、特定の集団に属する者に関する情報を公開すると、その情報自体からは特定の個人を識別することができない場合であっても、情報の性質や内容によっては、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがあり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

- 5 「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の著作物等で、個人識別性のある部分を除いたとしても、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。なお、直筆の文書については、筆跡から特定の個人が識別され得る場合があり、行政情報の内容によっては、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、慎重な取扱いをする必要がある。

- 6 公開請求に係る行政情報に特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合に、当該情報のうち、特定の個人を識別することができる記述等の部分を除くことにより、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、個人情報に該当しないものとみなして、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。(条例第10条第2項)

- 7 「ただし書ア」について

「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、公にしても、個人の権利利益を侵害しないことが明らかであるか、場合により個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても受忍すべき範囲内にとどまると考えられるため、これを非公開の個人情報から除外することを定めたものである。

- (1) 「公にされている情報」とは、現在、何人も知り得る状態に置かれている情報をいう。

したがって、過去に広く報道された事実であったとしても、現在は、限られた少数の者し

か知り得る状態にはない場合には、当該情報は、「公にされている情報」とはいえない。また、「公にすることが予定されている情報」には、公にされることが時間的に予定されているもののみならず、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。

(2) 「法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、商業登記簿のように、法令等の規定により何人でも閲覧等を行うことができる定められている情報をいい、閲覧等が利害関係人に限り認められているもの、あるいは戸籍法による戸籍の謄本・抄本の請求のように、法令等の規定では何人でもとされていても、請求の目的が当該法令等の規定又は運用等により制限され、実質的に何人にも認めるという趣旨ではないような場合には、これに該当しないものである。

(3) 「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、次のような情報をいう。

ア 実施機関が公にすることを目的として作成した情報

イ 個人が公にされることを了承し、又は公にされることを前提として提供した情報
(例：選挙広報に登載するために候補者から提供された経歴、政見等の情報)

ウ 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報
(例：出版物に記載された著者の氏名、経歴等)

エ 従来から公にすることが慣行になっていて、今後公にしても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報
(例：被表彰者名簿、発令後の人事異動名簿、職員録等)

8 「ただし書イ」について

(1) ただし書イは、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが、公開することにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することがやむを得ないと認められる情報については、公開することを定めたものである。現実には、人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生している場合に限らず、過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される蓋然性が高い場合も含まれる。

(2) 「公開することがやむをえないと認めるに足りる合理的な理由がある」があるかどうかの判断に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じて各利益の具体的性格を慎重に検討する必要がある。

なお、この規定により個人に関する情報を公開しようとする場合は、条例第13条第2項(第三者に対する意見書提出の機会の付与)の手続が必要となる。

9 「ただし書ウ」について

ただし書ウは、公務員等、地方自治法施行令第140条の7第1項に規定する法人の役員及び市から補助金等の交付を受けている一定の団体の役員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該者の職名及び氏名を、非公開とする個人情報から除外することを定めたものである。し

かし、職務の遂行に係る情報であっても、その職務内容との関連において、公開することによりその生活の平穏を不当に害されるなど、個人の私生活における権利利益を著しく害すると認めるに足りる合理的な理由がある場合には公開しないものとした。

- (1) 「職務の遂行に係る情報」とは、当該者が分掌又は権限を有する職務を遂行する場合におけるその情報をいい、当該者の身分取扱いに係る情報（給与に関する情報、勤務態度、勤務成績、処分歴等）等は、職務の遂行に係る情報には含まれない。
- (2) 「国家公務員及び地方公務員」は、一般職・特別職、常勤・非常勤等の別を問わないものである。したがって、国会議員、地方公共団体の議員、附属機関の委員等もこれに含まれるものである。
- (3) 行政執行法人の役員及び職員も国家公務員であるが（独立行政法人通則法第51条）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員に含まれるので、本号ウ(ア)の国家公務員からは除いている。
- (4) 「地方自治法施行令第140条の7第1項に規定する法人」とは、公益財団法人高知市都市整備公社や公益財団法人高知市環境事業公社など市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人をいう。
- (5) 「役員」とは、当該法人又は団体の機関として業務の執行又は監督を行う権能を有するものをいい、理事・監事等がこれに該当する。
- (6) 「市から補助金、交付金等の交付を受けている」とは、現に補助金等の交付を受けているもの、あるいは継続的に補助金等の交付を受けるものをいい、過去に単年度に限り補助金等の交付を受けたものは含まれない。

10 「ただし書エ」について

ただし書エは、公務員等の職務の遂行に係る情報については、市民に説明する責務を全うするという観点等から、職名及び氏名だけでなく、当該職務遂行の内容に係る部分についても、非公開とする個人情報から除外することを定めたものである。

【運用】

1 個人情報記録された行政情報の一般的な取扱い

個人に関する情報は、一度公開されると当該個人に対して回復しがたい損害を与えることがある。個人のプライバシーに関する情報は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から最大限に保護するものとする。

2 個人情報の本人への開示の取扱い

本号は、個人に関する情報は非公開を原則とする趣旨である。したがって、公開請求者が、自己に関する情報について公開請求をした場合であっても、第三者からの公開請求の場合と同様に取り扱う。

なお、自己に関する個人情報については、個人情報保護条例で開示の請求ができることを規定している。

第9条第3号 法人情報

(3) 法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて，公開することにより，当該法人等又は当該事業を営む個人の権利，競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの。ただし，次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命，健康，生活若しくは財産を保護するため，又は自然，景観等に関する環境の保全上の著しい支障を防止するため，公開することが必要であると認めるに足りる合理的な理由があるもの

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ，又は生ずるおそれがある支障から市民の生活を保護するため，公開することが必要であると認めるに足りる合理的な理由があるもの

ウ ア又はイに準ずる情報であつて，公開することが公益上必要であると認めるに足りる合理的な理由があるもの

【趣旨】

- 1 本号は，法人等又は事業を営む個人の自由な事業活動を尊重，保護し，公正な競争秩序を維持する観点から，公開することにより，法人等又は事業を営む個人の権利，競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由がある情報は，非公開とすることを定めたものである。
- 2 本号ただし書は，公益上の理由から，法人等の利益を害したとしてもなお公開すべき情報について定めたものである。

【解釈】

- 1 「法人」とは，商法上の営利法人のほか，公益法人，学校法人，宗教法人，社会福祉法人，特定非営利活動法人等も含むものである。「その他の団体」とは，自治会・町内会，商店会，消費者団体等法人格を有しないが，団体としての規約及び代表者の定めがあるいわゆる権利能力なき社団等をいう。国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人については，その公的性格にかんがみ，本号の法人の範囲から除外した。
- 2 「事業を営む個人」とは，地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業（事業税課税対象事業）を営む個人のほか，農業，林業等を営む個人をいう。
- 3 「当該事業に関する情報」とは，事業内容，事業用資産，事業所得など事業活動に直接関係する情報をいい，当該事業と直接関係のない個人に関する情報（例：事業を営む個人の家族状況，事業活動と区別される財産，所得等）は，本号に該当せず，第2号の規定により判断する。
- 4 「権利，競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの」について

(1) 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。また、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

(2) 「権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの」とは、例えば次のような情報をいう。

ア 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術、営業、販売上のノウハウ又は秘密であって、公開することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認めるに足りる合理的な理由があるもの

イ 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認めるに足りる合理的な理由があるもの

ウ その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認めるに足りる合理的な理由があるもの

(3) 「認めるに足りる合理的な理由があるもの」とは、本号本文の適用に当たっては、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が侵害されると認められる具体的かつ客観的な理由が必要であるという意味である。

また、公開することにより、当該法人等又は事業を営む個人の正当な利益が具体的に侵害されると認められるかどうかの判断は、当該情報の内容、性質をはじめとして、当該法人等又は事業を営む個人の事業内容、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等を考慮して総合的に行わなければならない。

そして、その判断が困難なものについては、条例第 13 条第 1 項の規定により、当該法人等又は当該事業を営む個人に意見書を提出する機会を付与するなど、事前に十分な調査を行い、客観的に判断するものとする。

なお、市の出資法人については、条例第 31 条第 1 項において、その公共性や市政との密接な関連性にかんがみ、条例の趣旨にのっとり自ら情報公開に努めるものとされているため、正当な利益を害するかどうかの判断に当たっては、このような出資法人の位置付け等を十分に斟酌しなければならない。

(4) 次のような情報は、「正当な利益を害する」とは認められず、公開できる情報例である。

ア 法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報（閲覧等を当事者又は利害関係者のみに認めているものは、含まない。）

（例）法人に関する登記事項

イ 法人等が公表について了承し、又は公表を前提として提供した情報

（例）パンフレット等に掲載された法人等の事業内容

ウ 市が市民に対し、公表することを目的として作成し、又は取得した情報（市が従来より慣行上公表してきた情報や公表することについて明示的又は黙示的に同意のある情報を含む。）

（例）消費者団体等の活動状況

エ 法人等がPR等のために自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報

（例）企業パンフレット、新聞広告等により公表された営業成績

オ 事業上の秘密に属する情報であっても、統計のように素材が処理、加工され、結果として個々の法人等が識別できなくなっているもの

（例）各種統計資料

カ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出等に関する情報で、一件書類の中のノウハウ等を除いたもの

（例）法人設立許可申請書、補助金交付申請書

キ 補助金等公金支出に関する情報で、ノウハウ等を除いたもの

（例）補助金交付申請書

ク その他公開しても法人等の正当な利益を害すると認められないもの

5 ただし書アは、法人等に関する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、又は自然、景観等に関する環境の保全上の著しい支障を防止するため、公開することが必要であると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、公開しなければならないという趣旨である。事業活動が違法又は不当であることを要しない。

したがって、災害、公害、薬害、食品中毒その他の人の生命等に対する危害等の発生を未然に防止し、現に発生している当該危害を排除し、若しくは当該危害の拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために必要な場合は、本号本文に該当する情報であっても公開しなければならない。

6 ただし書イは、法人等又は事業を営む個人の違法又は不当な事業活動により、市民の生活（消費生活、経済生活等）の安定を損なうような支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、市民の生活を保護するために公開することが必要であると認めるに足りる合理的な理由のある情報が記録されている行政情報は、公開しなければならないとする趣旨である。

したがって、市民の生活の安定を損なうような支障を未然に防止し、現に発生している当該支障を排除し、若しくは当該支障の拡大を防止し、又は当該支障の再発を防止するために必要な場合は、本号本文に該当する情報であっても公開しなければならない。

「違法又は不当な事業活動」とは、法令等の規定に違反した明らかに違法な事業活動のほか、法令等に違反しているとはいえないが社会通念に照らし違法に近い著しく妥当性を欠く事業活動をいう。

7 ただし書ウは、ア又はイには直接該当しないが、それらと同様の趣旨であり、情報の内容も類似しており、公開することに対する公益上の必要性がこれらと同程度であるものをいう。

8 本号各ただし書における「認めるに足りる合理的な理由があるもの」について

本号各ただし書の適用に当たっては、公開することによる利益（人の生命、健康、財産、生活、環境又は市民の生活の保護）と非公開にすることによる利益の双方について、利益の具体的内容・性格を慎重に検討し、比較衡量によって判断しなければならない。

なお、この規定により法人等又は事業を営む個人に関する情報を公開しようとする場合は、条例第13条第2項（第三者に対する意見書提出の機会の付与）の手続が必要となる。

【具体例】

1 本号本文に該当すると考えられる情報の具体例

- (1) 生産、技術等に関する情報
 - ・製造工程図及び生産工程図
 - ・製造方法概要書及び原料表
 - ・建築物の設計図、構造計算書等
 - ・生産設備、機器の種類、名称、性能等
 - ・製品の開発技術内容
- (2) 販売、営業等に関する情報
 - ・顧客名簿、取引内容
 - ・販売計画書
 - ・工場設備投資計画
 - ・資金調達計画
 - ・製造原価計算書
- (3) 経営及び運営状況に関する情報
 - ・融資申請書
 - ・預金残高証明書
 - ・固定資産評価書
 - ・納税証明書
- (4) 経理、人事、労務等に関する情報
 - ・役員会議事録のうち該当の部分
 - ・労働、経営、苦情等の相談に関する情報
 - ・人事評価

2 本号ただし書に該当すると考えられる情報の具体例

- ・食中毒発生施設と事件の概要
- ・食品相談記録簿のうち、人の健康等を保護するために公開する必要がある情報
- ・夏期・年末食品一斉点検実施結果のうち、人の健康等を保護するために公開する必要がある情報

第9条第4号 社会的障害情報

(4) 公開することにより、人の生命、身体若しくは財産の保護その他基本的人権の擁護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるもの

【趣旨】

本号は、公開することにより、人の生命、身体若しくは財産の保護その他基本的人権の擁護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報は、非公開とすることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「人の生命、身体若しくは財産の保護その他基本的人権の擁護」とは、人の生命、身体、財産その他基本的人権を犯罪その他反社会的行為の危険等から保護又は擁護し、又は当該危険等を除去することをいう。
- 2 「犯罪の予防」とは、犯罪行為の発生を未然に防止することをいう。
- 3 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集、保全する活動をいう。
- 4 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防及び捜査活動のほか、平穩、健全な市民生活、社会生活、社会の風紀又はその他の公共の秩序を維持するために必要な警察活動等をいう。
- 5 本号に該当する情報とは、例えば次のような情報をいう。
 - (1) 公開することにより、犯罪の被疑者、被害者、参考人、通報者等が特定され、その結果これらの人々の生命若しくは身体に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれがある情報
 - (2) 公開することにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがある情報
 - (3) 公開することにより、犯罪を予防するための行為が、その目的を達成できなくなるおそれや、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となるおそれがある情報(例：警備委託契約書の仕様書、毒物・劇物等に係る届出等)
 - (4) 犯罪の捜査機関からの照会等に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、捜査の遂行を困難にするおそれのある情報

第9条第5号 審議等に関する情報

(5) 市の機関並びに国，独立行政法人等，他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議等（以下この号において「審議等」という。）に関する情報であって，次に掲げる理由があるもの

ア 公開することにより，当該又は将来同種の審議等における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれると認めるに足りる合理的な理由

イ 公開することにより，不当に市民の間に混乱を生じさせると認めるに足りる合理的な理由

ウ 公開することにより，特定のものに不当に利益を与え，又は不利益を及ぼすと認めるに足りる合理的な理由

【趣旨】

1 本号は，市の機関並びに国，独立行政法人等，他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議等に関する情報の非公開情報としての要件を定めたものである。

2 本号は，行政（独立行政法人等を含む。以下同じ。）における内部的な審議，検討又は協議等が円滑に行われ，適正な意思決定が損なわれないようにする観点から定めたものである。行政における意思決定は，審議，検討又は協議を積み重ねた上でなされており，その間の行政における内部情報の中には，公開することにより，外部からの干渉，圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれると認めるに足りる合理的な理由があるもの，未成熟な情報が確定した情報と誤解され市民の間に混乱を生じさせると認めるに足りる合理的な理由があるもの，又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認めるに足りる合理的な理由があるものがあり，これらの情報については，非公開とすることとしたものである。

【解釈】

1 「市の機関」とは，市のすべての機関をいい，執行機関（市長，教育委員会等），議会及びこれらの補助機関（職員）のほか，執行機関の附属機関も含むものである。

2 「市の機関並びに国，独立行政法人等，他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは，

(1) 市の機関の内部

(2) 国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人の内部

(3) 市の機関の相互間（市長部局と行政委員会の相互間等）

(4) 市の機関と国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間

(5) 国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間をいう。

3 「審議、検討又は協議等」とは、行政が行う審議、検討、協議、調査研究、企画、調整、打合せ、相談等をいい、「関する情報」とは、これらに直接使用する目的で作成し、又は取得した情報及びこれらに関連して作成し、又は取得した情報をいう。また、1回又は数回の審議等が終了したとしても、当該機関として最終的な意思決定に至っていない場合においては、当該審議等に関する情報は、なお、検討中のものであるため、それを公開することにより、本号に規定するそれぞれの支障等がある場合には、非公開とすることができる。

4 「率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる」とは、公開することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合があることを想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公開されると、「率直な意見の交換が不当に損なわれ」たり、また、行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受ける支障があり、「意思決定の中立性が不当に損なわれる」ことのないようにする趣旨である。

「当該又は将来同種の審議等」とは、意思決定過程の情報は、当該事務の意思決定が終了して、その意思決定に影響を与えるおそれが無くなれば公開可能なものもあるが、なかにはその性質上将来の同種の事業に影響を与えるものもあり、将来の同種の意思決定を含めたものである。

5 「不当に市民の間に混乱を生じさせる」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公開することにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせる場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、検討中の各種施策に係るデータ等で、科学的知見が得られていないものなど、公開することにより、市民に不正確な理解や誤解を与えない趣旨である。

6 「特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼす」とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公開することにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、事務・事業の公正な遂行を図るとともに、市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が公開されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、公開を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が公開されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていない者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

7 「不当に」とは、審議等に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公開することによる利益と支障とを比較衡量し、公開することの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場合をいう。

8 「認めるに足りる合理的な理由があるもの」について

審議，検討等の段階における意思形成過程情報は，市民の権利，利益に密接に関連し，関心の高い情報であるので，市が市政を市民に説明する責務を全うするように配慮することが望まれる。本号該当性の判断に当たっては，当該行政情報を公開することにより，審議等の円滑な遂行又は適正な意思決定等に及ぼす支障の内容，程度等を具体的，客観的に検討することが必要である。

第9条第6号 事務等に関する情報

(6) 市の機関又は国，独立行政法人等，他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う契約，試験，人事，交渉及び争訟等並びに取締り，調査，検査及び監査等の事務又は事業（以下この号において「事務等」という。）に関する情報であつて，公開することにより，当該若しくは将来同種の事務等の実施の目的が達成できなくなると認めるに足りる合理的な理由があるもの又はこれらの事務等の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認めるに足りる合理的な理由があるもの

【趣旨】

- 1 本号は，公開することにより，市の機関又は国，独立行政法人等，他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務等の実施の目的の達成又は公正若しくは円滑な遂行に支障が生ずる情報を非公開とすることを定めたものである。
- 2 本号に該当する情報を公開すれば，特定の者に利益を与え，又は市民全体の利益を確保しようとする行政の目的を損なうなど，結局は市民全体の利益に重大な損失をもたらすと考えられるので，これを防止しようとするのが本号の趣旨である。
- 3 本号と前号の違いは，前号が主として事務等の計画，調整段階に関する情報であるのに対し，本号は，主として行政の事務等の実施段階における情報であるという点にある。

【解釈】

- 1 本号には，市の機関が行う事務又は事業（以下「事務等」という。）に関する情報のみならず，その内容、性格等が同様である国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人の情報も含むものである。
- 2 本号に例示されている事務等は，代表的な事務等を例示列挙したものである。
 - (1) 「契約」とは，相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
 - (2) 「試験」とは，人の知識，能力等又は物の性能等を試すことをいう。
 - (3) 「人事」とは，人事管理に関する事務のことであつて，職員の任免，分限・懲戒，服務等職員の身分や能力等の管理に係る事務をいう。
 - (4) 「交渉」とは，当事者が，対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議，調整などの折衝を行うことをいう。補償，賠償に係る交渉，土地等の売買に係る交渉，労務上の交渉等がある。
 - (5) 「争訟」とは，訴えを起こして争うことをいう。訴訟，行政不服審査法その他の個別法に基づく不服申立て等がある。
 - (6) 「取締り，調査，検査及び監査」とは，行政が権限に基づいて行うもので，法令違反の取締り，税務調査，立入検査，指導監査等をいう。
- 3 事務等に「に関する情報」とは，当該事務等の内容に直接係わる情報のみならず，当該事務等の実施に影響を与える関連情報を含むものである。

4 「事務等の実施の目的が達成できなくなる」とは、試験、立入検査、交渉等事務等の性質上、それらに係る情報を公開すれば、事務等を実施しても予想どおりの結果が得られず、実施する意味を喪失する場合などをいう。

5 検査の要領、交渉結果など反復、継続的な事務等に関する情報のうち、事務等実施後であっても、公開することにより、将来又は同種の事務等の実施の目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な遂行に著しい支障を及ぼすものは、事務等実施後も公開しないことができる。

6 「事務等の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずる」とは、公開することにより、
(1) 特定の者に利益を与えたり、不公平を生ずるもの
(2) 経費が著しく増大したり、事務等の実施の時期が大幅に遅れるなどにより、行政の質の低下を来すもの
(3) 事務等実施のために必要な情報又は関係者の理解、協力が得にくくなるものなどをいう。

7 「認めるに足りる合理的な理由があるもの」について

実施機関が保有している行政情報は、すべて、その事務等を遂行していく上で作成され、又は取得されたものであり、本号の対象となる行政情報の範囲は非常に広いものである。本号の適用に当たっては、条例第3条に定める原則公開の趣旨を踏まえ、公開することにより生ずる事務等の目的達成又は公正若しくは円滑な遂行への支障について、具体的かつ客観的に検討することが必要であり、いたずらに拡大して解釈することのないよう、十分注意しなければならない。

【運用】

本号に係る情報には、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の事務等に関するものも含まれていることから、そうした情報が本号に該当するかどうかを判断するに当たっては、客観的に明白である場合を除いて、当該国等から意見を聴取するなど慎重に行うものとする。

【具体例】

- 1 実施の目的が達成できなくなると認めるに足りる合理的な理由があるもの
 - (1) 事前に公開することにより、事務等を実施しても予想どおりの結果が得られず、実施する意味を喪失するもの
 - ア 各種監査、検査の方針、指導監査における重点事項等
 - イ 市税の徴収方法に関する資料
 - ウ 実施前の試験問題
 - エ 進行中の訴訟に関する弁護士との打合せ経過、準備書面案、証人申請案
- 2 公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認めるに足りる合理的な理由があるもの

- (1) 反復継続する事務等の公正又は円滑な遂行を困難にするもの
 - ア 職員の任免，懲戒処分等の審査基準
 - イ 試験の出題傾向が推定される情報
- (2) 特定の者に利益を与えたり，不公平を生ずるもの又は経費が著しく増大したり，事務等の実施の時期が大幅に遅れたりするもの
 - ア 用地買収計画案
 - イ 物件移転等標準書
- (3) 事務等実施のために必要な情報又は関係者の理解，協力が得にくくなるもの
 - ア 非公開を条件に個人や法人等から提供を受けた情報
 - イ 用地交渉，労務交渉等の記録

第9条第7号 国等との協力関係情報

(7) 国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人との間における協議，依頼，委任等に基づいて実施機関が作成し，又は取得した情報であつて，公開することにより，国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人との協力関係を著しく損なうと認めるに足りる合理的な理由があるもの

【趣旨】

- 1 本号は，国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「国等」という。）との間における協議，依頼，委任等に基づいて実施機関が作成し，又は取得した情報であつて，公開することにより，市と国等との協力関係を著しく損なうおそれのある情報を非公開とすることを定めたものである。
- 2 市政の執行に当たっては，国等との密接な連携や，協力が必要である。本号は，国等との良好な協力関係を維持し，円滑な市政執行を確保する必要性の観点から定めたものである。

【解釈】

- 1 本号は，次の二つの要件で構成されている。
 - (1) 国等との間における協議，依頼，委任等に基づいて実施機関が作成し，又は取得した情報であること
 - (2) 公開することにより，国等との協力関係を著しく損なうと認めるに足りる合理的な理由があるもの
- 2 「国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人との間における協議，依頼，委任等に基づいて実施機関が作成し，又は取得した情報」について
 - (1) 「国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人との間における」とは，本市の事務等か国等の事務等かを問わず，また本市の発意か国等の発意かを問わず，相互の関係におけるという趣旨である。
 - (2) 「協議，依頼，委任等」とは，それぞれの機関による表現上の差異を問わず，法令等に基づき，又は任意に行われる協議，依頼，照会，検討及び委任をいう。
- 3 「公開することにより，国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人との協力関係を著しく損なうと認めるに足りる合理的な理由があるもの」について
 - (1) 「国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人との協力関係を著しく損なうと認めるに足りる合理的な理由があるもの」とは，公開することにより，市と国等との間における当面又は将来にわたる継続的かつ包括的な協力関係を著しく悪化させることをいい，これらに該当するものとしては，次のようなものが考えられる。
 - ア 国等の計画案，処分案その他の施策に関して市に協議が求められている情報で，国等において公表されていないもの
 - イ 国等の実施する調査等に際し作成し，又は取得した情報のうち国等で統一的管理を要

するもの

ウ 国等の協議等に基づき非公開を条件として取得した情報

- (2) 「認めるに足りる合理的な理由があるもの」とは、本号を適用するに当たっては、当該情報を公開することにより、市と国等との間における協力関係に単に支障が生ずるという抽象的な理由では不十分であり、上記の(1)で説明したように、当面又は将来にわたる継続的かつ包括的な協力関係を著しく悪化させると認めるに十分な具体的かつ客観的な理由が必要であるという趣旨である。

【運用】

本号に該当するかどうかの判断に当たっては、当該協議等の条件、趣旨、目的、性格等から客観的に明白である場合を除いて、当該国等から意見を聴取するなど慎重に行うものとする。

第9条第8号 個人等との信頼関係情報

- (8) 任意に個人又は法人等から実施機関に提供された情報であつて、当該個人又は法人等の承諾を得ないで公開することにより、当該個人又は法人等との信頼関係を著しく損なうと認めるに足りる合理的な理由があるもの

【趣旨】

- 1 本号は、任意に個人又は法人等から実施機関に提供された情報であつて、当該個人又は法人等の承諾を得ないで公開することにより、当該個人又は法人等との信頼関係を著しく損なうおそれのある情報を非公開とすることを定めたものである。
- 2 市政の執行に必要な情報の収集は、法令等に基づく義務的な提出によって行われるだけでなく、個人、法人等からの任意の提出によっても行われるものである。本号は、そうした個人、法人等の協力者との信頼関係を維持し、円滑な市政執行を確保する必要性の観点から定めたものである。

【解釈】

- 1 本号は、次の二つの要件で構成されている。
 - (1) 「任意に個人又は法人等から実施機関に提供された情報」であること。
 - (2) 「当該個人又は法人等の承諾を得ないで公開することにより、当該個人又は法人等との信頼関係を著しく損なうと認めるに足りる合理的な理由があるもの」であること。
- 2 「任意に個人又は法人等から実施機関に提供された情報」について
 - (1) 「個人又は法人等」とは、すべての個人（事業を営むかどうかにかかわらず。）及び法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。
 - (2) 「任意に個人又は法人等から実施機関に提供された情報」とは、実施機関からの要請なくして、又は実施機関からの法的権限に基づかない要請に対して、個人又は法人等の協力によって任意に提供された情報をいう。「実施機関からの要請なくして任意に提供された情報」とは、実施機関の要請を受けずに個人又は法人等から提供申出があつた情報をいう。また、「実施機関からの法的権限に基づかない要請」とは、この要請を受けた個人又は法人等が、その要請を拒否し得る場合のことであり、要請を拒否する余地がない場合は、該当しない。すなわち、法令等に基づいて個人又は法人等に提出義務がある情報は含まれない。
 - (3) 任意の提供であることから、当該情報を一般に公開することに関しては次のような場合が考えられる。
 - ア 提供者からは何の条件も留保されていないと考えてよい場合
 - イ 特に公にしないことを条件として明示はしていないが、公にしないことが条件であることは客観的に明白である場合
 - ウ 公にしないことが条件として明示されている場合（明示されている場合とは、(7)調査

事務等で要綱に規定しているもの (イ)契約書, 調査票等書面中に目的外使用の禁止, 秘密の厳守, 非公開等に関して記載のあるもの (ウ)その他情報提供を受けるとき提供者から明示の条件のあるものをいう。)

(4) 「提供された情報」については, 次のようなものが考えられる。

ア 当該個人又は法人等の本条第2号の個人情報, 同じく第3号の法人情報

イ 当該個人又は法人等以外の第三者に関する間接情報

ウ ア, イのいずれにも該当しない事実等に関する情報

3 「承諾を得ないで公開することにより, 当該個人又は法人等との信頼関係を著しく損なうと認めるに足りる合理的な理由があるもの」としては, 次のようなものが考えられる。

(1) 上記説明の2(3)のイ又はウに該当し, 公にしないことが条件とされているもの

(2) 第三者に関する間接情報であるが, 本条第2号の個人情報又は第3号の法人情報には該当しない場合で, 公開することにより情報源が明らかになって情報提供者が不利益を被ると考えられるもの

第 10 条 行政情報の一部公開

第 10 条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。

2 公開請求に係る行政情報に前条第 2 号に該当する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、部分公開について定めたものである。公開請求に係る行政情報に、部分的に非公開情報（条例第 9 条各号）に該当する情報が記録されている場合は、当該行政情報の全部について非公開とするものではなく、非公開情報に該当する部分を分離して、非公開情報に該当しない残りの部分について公開をするものである。

【解釈】

1 第 1 項関係

- (1) 本項は、公開請求に対して、可能な限り行政情報を公開しようとする趣旨であり、非公開情報に該当する部分とそうでない部分とを「容易に区分して除くことができ、かつ区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるとき」は、当該行政情報の一部を公開することを規定したものである。
- (2) 「容易に区分して除くことができ」とは、過度の費用と時間をかけずに又は物理的な困難さを伴わずに非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを区分し、かつ非公開情報が記録されている部分を除くことができる場合をいうものである。
- (3) 「当該公開請求の趣旨が損なわれることがない」とは、公開請求の趣旨から判断して、行政情報の内容が非公開情報に該当する情報を区分して除いた残りの行政情報によって十分知り得る場合をいうものである。非公開情報を除くと公開される部分に記録されている情報が無意味な文字、数字の羅列となる場合は「当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるとき」に当たらない。

2 第 2 項関係

- (1) 本項は、公開請求に係る行政情報に前条第 2 号前段に該当する個人に関する情報が記録されている場合に、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる氏名、住所等を除いた部分は、同号の個人に関する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用し、部分公開することを規定したものである。

- (2) 氏名、住所等の部分を除いたとしても、個人の権利利益が害されるおそれがある場合は、前条第2号後段が特定の個人を識別することができないものであっても、公開することにより個人の権利利益が害されるおそれがある場合には非公開情報に該当するとしていることにかんがみ、部分公開の規定は、適用されない。(例えば、診療録、反省文、未発表の個人の研究論文などのように、個人の人格や財産権と密接に関連する情報等)
- (3) したがって、氏名、住所等を削除すれば公開しても個人の権利利益を害するおそれがないと認められ、かつ、公開請求の趣旨が損なわれることがないと判断される場合には、氏名、住所等を削除した部分を公開することになる。
- (4) なお、氏名、住所等を削除しても、それ以外の部分の情報から、又はそれ以外の部分の情報と容易に取得し得る他の情報とを照合することにより、特定の個人が識別できる場合があるため、慎重に検討する必要がある。
- (5) 第1項及び第2項のいずれの場合においても、その具体的な判断は、条例第3条第2項の公開原則と個人情報保護の趣旨に則して行うこととなる。

【運用】

第1項の規定による部分公開を行うかどうかの判断は、趣旨及び解釈において示したところにより行うものであるが、特に、「当該公開請求の趣旨」の判断は、行政情報公開請求書（規則第1号様式）の「請求する行政情報の件名又は内容」欄、「請求の目的」欄等の記入事項を確認して行うものとするほか、必要に応じて請求者に確認し、判断するものとする。

【参考】

部分公開の方法について

「高知市行政情報公開事務取扱要綱」→第6 行政情報の公開事務→1の(5) 部分公開の方法

第 11 条 公益上の理由による裁量的公開

第 11 条 実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報（第 9 条第 1 号及び第 2 号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認める場合は、公開請求者に対し当該行政情報を公開することができる。

【趣旨】

本条は、公益上の理由による裁量的公開について定めたものである。公開請求に係る行政情報に非公開情報が記録されている場合には、条例第 9 条及び第 10 条の規定により非公開情報の部分を公開しないが、個々の事例における特殊な事情によっては、公開することによって生ずる支障を上回る公益上の必要性がある場合がある。本条は、このような場合について実施機関の判断により裁量的に公開する余地を与えたものである。

【解釈】

- 1 「(第 9 条第 1 号及び第 2 号に該当する情報を除く。)」とは、法令秘情報（条例第 9 条第 1 号）については、法令等によって公開が禁止されている情報であり、本条例による公開の余地がないものであるから、また、個人に関する情報（条例第 9 条第 2 号）については、実施機関の責務としてその保護に最大限の配慮をしなければならず（条例第 3 条第 2 項）、個人の人格的な権利利益の侵害を防止する趣旨から、いずれも裁量的公開の対象から除外するものである。
- 2 「公益上特に必要があると認める場合」とは、条例第 9 条第 3 号（法人情報）のただし書の規定による人の生命、健康などの個人的な法益保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要性のある場合のことをいう。

【運用】

- 1 本条は、非公開情報の規定により保護される権利利益があるにもかかわらず例外的に公開するものであるから、適用に当たっては、非公開情報の規定により保護される権利利益と公開による公益を比較検討して、慎重に判断する必要がある。
- 2 本条により第三者に関する情報を公開しようとする場合は、条例第 13 条第 2 項（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の手続が必要となる。

【参考】

第三者に対する意見書提出の機会の付与について

「高知市行政情報公開事務取扱要綱」→第 5 第三者保護に関する手続

第 12 条 行政情報の存否に関する情報

第 12 条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、存否を明らかにできない情報の取扱いについて定めたものである。公開請求に対しては、当該公開請求に係る行政情報の存否を明らかにした上で、存在している場合は公開又は非公開の決定をし、存在しない場合は不存在の理由を示して非公開の決定をすることが原則である。しかしながら、行政情報の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、非公開として保護すべき情報を公開したのと同様の結果が生じることがある。そこで、本条は、行政情報の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否すること（存否応答拒否）ができる場合を例外的に規定したものである。

【解釈】

「公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、公開請求に係る行政情報が具体的にあるかないかにかかわらず、公開請求された行政情報の存否について回答すれば、非公開情報を公開することとなる場合をいう。

すなわち、存否応答拒否を行うには、

- (1) 特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した公開請求が行われたため、当該情報の公開、非公開又は不存在を答えることによって、公開したのと同様の結果が生じること。
- (2) 公開請求に係る情報が、非公開として保護すべき利益があること。

の要件を備えていることが必要である。

例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の公開請求があった場合、当該行政情報に記録されている情報は非公開情報に該当するので、非公開であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、条例第 9 条各号の非公開情報の類型すべてについて生じ得ると考えられる。

【運用】

- 1 本条により公開請求を拒否するときは、条例第 7 条第 2 項の公開しない旨の決定をすることになり、必要にして十分な拒否理由の提示をする必要がある。理由の提示については、例えば、「当該文書の存否を答えること自体が個人のプライバシー侵害となり、条例第 9 条第 2 号により非公開とすべき情報を公開することとなるので、存否を答えることはできないが、仮に当該文書が存在するとしても、条例第 9 条第 2 号に該当し非公開になる文書です。」と記

載する。

- 2 存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、行政情報が存在しない場合に不存在と答えて、行政情報が存在する場合のみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、公開請求者に当該行政情報の存在を類推させることになる。
- 3 本条は、公開請求に対する応答義務の例外規定であるから、本条の規定により存否応答拒否をする場合は、その妥当性を適切に判断する必要がある。そこで、本条を適用するに当たっては、高知市職務権限規程の規定により部長の決裁を受けなければならないこととなっている。（高知市職務権限規程別表1）

【該当する請求例】

- ・ 特定個人の病歴に関する情報（条例第9条第2号）
- ・ 特定個人の生活保護に関する情報（条例第9条第2号）
- ・ 表彰候補者名簿のうち、特定個人に関する情報（条例第9条第2号）
- ・ 特定企業の特定の技術開発情報が記録された情報（条例第9条第3号）
- ・ 犯罪の内偵捜査に関する情報（条例第9条第4号）
- ・ 特定分野に限定しての試験の出題予定に関する情報（条例第9条第6号）

第13条 第三者保護に関する手続

第13条 公開請求に係る行政情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第9条第2号ただし書イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第9条第3号本文に該当する情報が記録されている行政情報を、第11条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る行政情報に第三者に関する情報が記録されているときに、当該第三者の権利利益を保護するとともに公開の是非の判断の適正を期するために公開決定等の前に第三者に対して意見書提出の機会を付与すること、及び公開決定を行う場合に、当該第三者が公開の実施前に公開決定を争う機会を保障するための措置について定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

(1) 本項は、公開請求に係る行政情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に係る情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることによって、慎重かつ公正な公開決定等を行うこととする趣旨である。ただし、実施機関に対して、第三者に意見書を提出する機会を与えることを義務付けるものではなく、また、意見書を提出した第三者に対して、公開決定等についての同意権を与えたものではない。

- (2) 本項による通知は、「行政情報の公開決定等に係る意見照会書」（規則第7号様式）により行い、通知に対して第三者が提出する意見書は、「行政情報の公開決定等に係る意見書」（規則第8号様式）によるものとする。

2 第2項関係

- (1) 本項は、公開請求に係る行政情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、条例第9条第2号ただし書イ又は第3号ただし書の規定により情報を公開しようとするとき（公益上の理由による義務的公開を行うとき）、又は条例第9条第3号本文に該当する情報が記録されている行政情報を、条例第11条の規定により公開しようとするとき（公益上の理由による裁量的公開を行うとき）は、第三者に対する適正な行政手続を確保する観点から、当該第三者に意見書提出の機会を付与することを実施機関に義務付けることを定めたものである。なお、本項が第三者に対して公開についての同意権を与えたものではないことは、前項の場合と同様である。
- (2) 「第三者の所在が判明しない場合」とは、実施機関が商業登記の登記簿等、公になっている記録についての調査など、合理的努力を行った結果、なお判明しない場合をいう。
- (3) 本項による通知の方法及び第三者が提出する意見書の様式は、前項における通知の方法及び意見書の様式と同様である。

3 第3項関係

- (1) 本項は、第1項及び第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の公開に反対の意思を表示した意見書（反対意見書）を提出した場合において、実施機関が公開決定をする場合、当該第三者のために争訟の機会を確保する趣旨である。
- (2) 「公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」とは、公開請求者の迅速な公開への期待を斟酌しつつも、反対意見書を提出した第三者が、行政情報の公開決定の取り消しを求める争訟を提起して公開の執行停止の申立てを行う期間を確保するため、2週間以上置くこととしたものである。
- (3) 「少なくとも2週間」とは、反対意見書を提出した第三者が審査請求又は訴訟を提起するのに最低限必要な期間として設けたものであり、個別の事案に応じ、2週間を超える期間を置くことも可能であるが、公開請求者が速やかに公開を受けられる利益を不当に害することのないよう、当該第三者の利益と公開請求者の利益との比較衡量が必要である。
- (4) 本項による通知は、「行政情報の公開決定に係る通知書（規則第9号様式）」により行う。

【運用】

《国等への意見聴取》

本条の「第三者」から市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人を除いているが、このことは、これらのものからの意見聴取の必要性自体を否定するものではなく、必要と認めるときは、適宜の方法により、任意に行うことは可能である。

【参考】

1 第三者保護に関する手続の様式について

「高知市行政情報公開条例施行規則」→第7条 第三者保護に関する手続

2 意見聴取の方法等について

「高知市行政情報公開事務取扱要綱」→第5 第三者保護に関する手続

第 14 条 費用負担

第 14 条 この条例の規定に基づき行政情報の写しの交付を受ける者は、当該行政情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、実施機関は、特別の事由があると認めた場合は、当該費用を免除することができる。

2 行政情報の閲覧、視聴及び聴取に要する費用は、無料とする。

【趣旨】

本条は、行政情報の公開に係る請求者の費用の負担について定めたものである。

【解釈】

1 第 1 項は、行政情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないことを定めたものであり、費用の額は、「規則」で定めるところによる。

本項ただし書に規定する「費用を免除することができる」特別の事由とは、高知市手数料並びに延滞金条例（平成 12 年条例第 3 号）第 4 条の規定を準用するものとする。

2 第 2 項は、本条例の趣旨、目的からも、本制度の基本的な運用については、手数料等を求めないことが適当であり、閲覧、視聴及び聴取を無料とすることを定めたものである。

【運用】

写しの作成に要する費用の額（規則別表）

行政情報の種別		写しの作成の方法	金額
1	文書、図画及び写真	乾式複写機により複写したもの（単色刷り）	1 枚につき 10 円
		乾式複写機により複写したもの（多色刷り）	1 枚につき 50 円
2	マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	1 枚につき 10 円
3 電 磁 的 記 録	録音テープ	録音カセットテープに複写したもの	120 分テープ 1 巻につき 200 円
	ビデオテープ	ビデオカセットテープに複写したもの	120 分テープ 1 巻につき 300 円
	その他の電磁的記録	用紙に出力したもの（単色刷り）	1 枚につき 10 円
		用紙に出力したもの（多色刷り）	1 枚につき 50 円
フロッピーディスクに複写したもの		3.5 インチディスク 1 枚につき 50 円	
	光ディスク	1 枚につき 100 円	

(備考)

- 1 文書、図画及び写真の写しを作成する場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。
- 2 行政情報の写し（当該行政情報の種別が電磁的記録である場合にあっては、用紙に出力したものに限る。）を作成する場合は、原則として日本産業規格A列3番までの用紙を用いるものとする。ただし、市長がこれを超える規格の用紙を用いることが適当と認めるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書に規定する用紙を用いるときの当該写しの枚数は、日本産業規格A列3番の用紙を用いたとした場合の枚数に換算して算定する。
- 4 外部に委託して作成したものの写しの交付費用の額は、当該作成に要した委託の金額とする。
- 5 光ディスクは、日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルのもの（再生専用形）に限る。（規則第 11 条第 5 項第 2 号ウ）

【参考】

- 1 写しの交付に要する費用について
「高知市行政情報公開条例施行規則」→第8条及び別表
- 2 費用徴収の手続について
「高知市行政情報公開事務取扱要綱」→第6 行政情報の公開の実施→3 写しの交付等に要する費用

第 15 条 他の制度等との調整

第 15 条 この条例は、他の法令等の規定により、行政情報の閲覧若しくは縦覧又は行政情報の謄本、抄本等の交付の手續が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、高知市立市民図書館その他これに類する市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理されている図書、図画等であつて、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、適用しない。

【趣旨】

本条は、他の法令等による閲覧制度や閲覧・貸出を目的とする施設における閲覧・貸出制度など、他の制度との調整を図るものである。したがって、他の制度において閲覧等ができない場合には、他の法令等がこれを禁止する趣旨でない限り、本条例が並行的に適用される。

【解釈】

1 第 1 項関係

(1) 本項は、行政情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等写しの交付に関する手續が、実施機関の所管する他の法令等に規定されている場合における本条例と当該法令等との適用関係について定めたものである。他の法令等が閲覧等の請求者、方法、期間又は閲覧等を行うことができる行政情報の範囲を定めている場合は、その限りにおいて、本条例を適用しないこととしたものである。

(2) 「法令等」とは、条例第 9 条第 1 号において法令及び条例をいうとされており、法令には、法律及び政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令が含まれる。

2 第 2 項関係

(1) 本項は、高知市立市民図書館その他これに類する市の施設（以下「市民図書館等」という。）において、市民の利用に供することを目的として管理されている図書、図画等については、当該施設の管理規程等の定めに従った閲覧等によることとし、本条例を適用しないことを定めたものである。

(2) 「高知市立市民図書館その他これに類する市の施設」とは、図書、図画、資料、刊行物等を一般の閲覧に供し、又は貸し出すことを事務事業として行っている施設をいい、公の施設であるか否かを問わない。（例：市民図書館、自由民権記念館等）

(3) 市民図書館等が一般行政事務のために作成し、又は取得した行政情報は、市民の利用に供することを目的として管理されているものではないので、この条例の規定が適用されるものである。

【運用】

実施機関が所管する他の法令等の規定による閲覧等の手續の主な例は次の 1 に掲げるとおりであり、本条第 1 項の規定による調整の考え方は、2 に掲げるとおりである。

1 法令等の規定により閲覧等の手續が定められている主な例

(1) 閲覧

- ア 住居表示に関する法律第9条第2項による住居表示台帳の閲覧
- イ 地価公示法第7条第2項による地価公示台帳，地価公示図書の閲覧
- ウ 戸籍法第48条第2項による戸籍届出書等の閲覧
- エ 住民基本台帳法第11条の2第1項による住民基本台帳の閲覧
- オ 都市計画法第47条第5項による開発登録簿の閲覧
- カ 土地区画整理法第84条第2項による土地区画整理事業関係簿書の閲覧
- キ 道路法第28条第3項による道路台帳の閲覧
- ク 下水道法第23条第3項による公共下水道台帳の閲覧
- ケ 都市公園法第17条第3項による都市公園台帳の閲覧
- コ 建築基準法第93条の2及び同法施行規則第11条の4第2項による建築計画概要書及び築造計画概要書の閲覧
- サ 公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項による選挙人名簿の抄本の閲覧
- シ 公職選挙法第192条第4項による公職の候補者の選挙運動に関する収入及び支出報告書の閲覧

(2) 縦覧

- ア 地方税法第416条による固定資産課税台帳の縦覧
- イ 都市計画法第17条第1項による都市計画の案の縦覧
- ウ 都市計画法第20条第2項による都市計画の決定図書又はその写しの縦覧
- エ 都市計画法第62条第2項による都市計画事業認可図書の縦覧
- オ 土地収用法第24条第2項による事業認定申請書及び添付書類の縦覧
- カ 下水道法第9条第1項による公共下水道の供用又は下水の処理開始，その区域の図面の縦覧
- キ 都市再開発法第55条第2項による市街地再開発事務事業計画申請書の縦覧
- ク 土地区画整理法第55条第1項及び第10項による土地区画整理事業事業計画書一式の縦覧
- ケ 土地区画整理法施行令第21条第1項による土地区画整理審議会委員選挙人名簿の縦覧
- コ 土地区画整理法第69条による土地区画整理事業に係る施行規程及び事業計画の縦覧
- サ 道路法第18条による道路の区域決定及び供用開始等の表示図面の縦覧
- シ 公職選挙法第23条第1項による選挙人名簿の縦覧
- ス 農業委員会等に関する法律第11条による農業委員会委員選挙人名簿の縦覧
- セ 農業委員会等に関する法律第27条による農業委員会議事録の縦覧
- ソ 農地法第9条第3項による農地又は採草放牧地の買収令書の縦覧
- タ 建築基準法第71条による申請に係る建築協定書の縦覧
- チ 建築基準法第73条第3項による許可に係る建築協定書の縦覧

(3) 謄本又は抄本等の交付

- ア 住民基本台帳法第 12 条第 1 項による住民票の写しの交付
- イ 住民基本台帳法第 20 条第 1 項による戸籍の附票の写しの交付
- ウ 戸籍法第 10 条第 1 項による戸籍の謄本・抄本等の交付
- エ 戸籍法第 12 条の 2 による除籍簿の謄本・抄本等の交付
- オ 地方税法第 20 条の 10 による納税証明書の交付
- カ 都市計画法第 47 条第 5 項による開発登録簿の写しの交付

2 本条第 1 項の規定による調整の考え方

(1) 本条第 1 項は、他の法令等の規定により閲覧等の手続が定められている場合には、この条例により重ねて公開を認める必要がないことからこの条例を適用しないとするものである。したがって、例えば、建築基準法第 93 条の 2 による建築計画概要書の閲覧が行われている場合には、閲覧については、この条例の規定を適用しないが、同法は、写しの交付については定めていないので、写しの交付については、この条例の規定を適用するものである。なお、縦覧は、行政情報の内容が明らかに分かるように示し、見せるものであり、閲覧と同視できる公開の形態であることから、他の法令等に規定されている場合は、この条例の規定による閲覧は行わない。

(2) 他の法令等の規定による閲覧等においては、閲覧等の請求者の範囲、閲覧等の期間、閲覧等の行政情報の範囲について限定している場合があり、そのような場合の調整は、次のとおりである。

ア 請求者の範囲を限定している場合

(例) 土地区画整理法第 84 条第 2 項の規定による簿書の閲覧（利害関係者）

他の法令等に定められている範囲内の請求者については、当該法令等の規定により閲覧等を行うことができるので、この条例の規定は適用にならないが、それ以外の者については、他の法令等の規定により閲覧の手続が定められている場合に該当しないから、本条による調整が行われず、この条例の規定が適用される。

イ 閲覧等の期間を限定している場合

(例) 都市計画法第 17 条第 1 項による都市計画の案の縦覧（公告の日から 2 週間）

他の法令等で閲覧等の期間を限定している場合は、当該期間内については当該法令等の規定により閲覧等を行うことができるため、本条の規定による調整が行われ、この条例の規定は適用されないが、当該期間の前後については、適用される。

ウ 閲覧等の行政情報の範囲を限定している場合

(例) 公職選挙法第 192 条第 4 項の規定による公職の候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の閲覧

他の法令等による閲覧等の対象となる行政情報について、例えば一件書類のうちの一部の書類に限定しているものがあるが、このような場合におけるこの条例と他の法令等との調整の考え方は、イの場合と同様とする。

- (3) (1)及び(2)における本条例が適用される各場合においては、条例第9条各号に照らして公開・非公開の判断を行うことになるが、その際、特に、当該法令等が請求者の範囲、閲覧等の期間、閲覧等の行政情報の範囲を限定して定めている趣旨、あるいは、謄本、抄本等の交付について手続規定を設けていないということは、明らかにそれを禁止する趣旨であるのかどうかを十分検討する必要がある。

第 16 条 審理員による審理手続に関する規定の適用除外

第 16 条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、行政不服審査法第 9 条第 1 項ただし書の規定に基づき、審査請求の審理に関して、行政不服審査法における審理員制度の適用除外をするものである。

【解釈】

行政不服審査法が平成 26 年（52 年ぶり）に改正されて、審理員制度が設けられた。その趣旨は、職能分離に係る一定の要件を満たす審理員（審査庁に所属する職員で、処分に関する手続に関与していないなど一定の要件を満たす職員）が審査請求の審理・判断をすることにより、審査請求の審理手続をより客観的で公正なものにし、審査請求人の手続的権利を保障するというものである。また、同法では、審査庁の裁決の客観性・公正性を高めるため、審査庁は、この審理員の審理を経て、行政不服審査会等（国の場合は、行政不服審査会、地方公共団体の場合は法第 81 条に基づく合議制の附属機関）に諮問し、同審査会の答申を受けて裁決することとなっている。

この点について、本市の情報公開制度においては、昭和 62 年の制度発足当初から、第三者機関である高知市行政情報公開審査会（現在は、高知市行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。)) を置き、情報公開決定等に対する不服申立てがあった場合、審査会に諮問することを義務付け、不服申立てに係る救済手続の客観性、公正性が担保されている。

この審査会のこれまでの調査審議実績にかんがみ、行政不服審査法第 9 条第 1 項ただし書の規定（「条例に特別の定めがある場合」における審理員による審理手続の適用除外）に基づき本条の規定を置き、審理員制度の適用除外をしているものである。

なお、この審理員制度の適用除外により、行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定に基づき、同法の審理員に係る規定が読替えられ（法別表第 1 により「審理員」を「審査庁」に読替え）、審査請求があった場合、審査庁は、審理員の審理手続と同様の審理手続を行うことになる。

また、行政不服審査法における行政不服審査会等に係る規定も適用除外となる（同法第 43 条第 1 項で、行政不服審査会等への諮問の要件として「審理員意見書の提出を受けたときは・・・諮問しなければならない。」との定めがあるが、審理員制度の適用除外をしていることから、審理員から審理員意見書の提出を受けることはなく、したがって、同項の適用もないものである。))。

【運用】

審査庁は、審査請求があった場合、審理手続を行った後、審査会に諮問をすることになる。

第 17 条第 1 項 審査会への諮問

第 17 条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、高知市行政情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を公開することとする場合（当該行政情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

【趣旨】

本項は、公開決定等又は公開決定に係る不作為に対する審査請求について、原則として、審査会に諮問することを審査請求を受けた実施機関に義務付けたものである。

【解釈】

- 1 行政不服審査法においては、行政庁の処分不服がある者又は申請から相当の期間が経過したにもかかわらず行政庁の不作為（請求に対して何らの処分をもしないこと。）がある場合の当該申請者は、処分庁等に上級行政庁がない場合は、処分庁又は不作為に係る行政庁に審査請求をすることができることとなっている（法第 2 条、第 3 条、第 4 条）。

実施機関が自ら公開決定等を行った場合には、一般的には上級行政庁が存在しないので実施機関への審査請求となる。ただし、消防長がした処分については、消防長の基本的性格は市長の補助機関であり、市長は消防庁に対して任免権を有していること、一般の消防事務の管理権が市長に留保されていること等から、市長が上級行政庁となり、市長に対する審査請求となる。また、上下水道事業管理者がした処分についても、上下水道事業管理者の基本的性格は市長の補助機関であり、市長は管理者に対して任免権を有していること、一定の場合、管理者の行う業務執行について必要な指示権をもっていること、企業職員の賠償責任について、市長に対する審査請求が認められていること等から、市長が上級行政庁となり、市長に対する審査請求となる。

- 2 公開決定等に対する審査請求としては、非公開決定に対し、公開請求者が当該決定の取消しを求める審査請求を起こすことが典型であるが、公開決定等に係る請求者以外の者であっても、当該公開決定等に「不服がある者」は審査請求をすることができる（行政不服審査法第 2 条）。「不服がある者」とは、違法又は不当な行政処分により直接に自己の権利又は利益を侵害された者をいい、その具体的範囲は、判例において、当該処分について審査請求をする法律上の利益がある者、すなわち、行政事件訴訟法第 9 条の定める原告適格を有する者の具体的範囲と同一と解釈されている（最判昭 53・3・14）。

- 3 「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、・・・高知市行政情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない」について

- (1) 「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関」とは、審査請求を受けた審査庁をいう。

(2) 審査請求の審理は、行政不服審査法に基づき、審査庁が行うものであるが、審査請求に係る救済手続の客観性、公正性を担保するため、審査庁は、審査会に対する諮問を行い、その答申を受けて、裁決をすることとした。

(3) 審査請求があった場合は、審査庁は速やかに審理を行い、審査会に諮問をしなければならない。

4 第1号の「審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合」について

(1) 行政不服審査法第45条第1項に基づき却下するときをいい、このような場合においては、審査会の調査審議を経るまでもなく、客観的に判断できるものであるので、諮問を要しないこととしたものである。

本号に該当する事例としては、次のような場合がある。

ア 審査請求が審査請求期間経過後にされたものである場合

イ 審査請求をすべき行政庁を誤ったものである場合

ウ 審査請求適格のない者からの審査請求である場合

エ 存在しない公開決定等についての審査請求である場合

オ 審査請求書記載の不備等について、補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求である場合

カ 審査請求の目的が消滅した場合

(2) 却下は、審理を拒絶するという判断であり、審査請求が不適法であっても、審査庁は裁決でその判断を示さなければならない。

5 第2号は、審査請求人の主張を全面的に認めるものであり、審査会に諮問する必要がないため、諮問義務の例外としたものである。ただし、当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合には、当該第三者の利益を害するおそれがあるので、諮問を行うことが必要である。

【運用】

《他の救済制度との関係》

公開決定等に対する不服の救済制度としては、他に行政事件訴訟法に基づく提訴もあり、行政不服審査法に基づく審査請求の方法といずれをとるかは、請求者の選択によるものである。したがって、審査請求を行った後、行政事件訴訟法による提訴を行うことも、審査請求なしで同様の提訴を行うことも可能であるので留意する必要がある。

《答申と異なる裁決を行う場合の理由説明等》

答申どおりの審査請求に対する裁決を行わなかった場合や裁決に付す理由が答申書と異なる内容になる場合は、諮問実施機関は、審査会に対し、その理由を説明しなければならない。また、裁決に付す理由が答申書と異なる内容になる場合は、裁決書に異なることの理由が含まれなければならない。

【参考】

審査会への諮問について

「高知市行政情報公開事務取扱要綱」→第7 審査請求があった場合の取扱い

第 17 条第 2 項 諮問をした旨の通知

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政情報の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本項は、諮問実施機関が、審査請求人や行政不服審査法第 13 条に規定する参加人などの関係者に対し、審査会に諮問した旨を通知しなければならないことを定めたものである。

【解釈】

1 第 1 号は、審査請求人及び当該審査請求に利害関係人として参加している参加人に対し、審査会に諮問した旨を通知することとしたものである。

「審査請求人」とは、公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法に基づく審査請求を行った者をいう。また、「参加人」とは、公開決定等に利害関係を有する者であって、行政不服審査法第 13 条の規定に基づき審査庁の許可を得て、又は審査庁の求めに応じて、当該審査請求手続に参加人として参加した者をいう。

2 第 2 号は、公開決定等について第三者が審査請求を提起している場合、公開請求者に対し、審査会に諮問した旨を通知することとしたものである。

公開請求者が既に参加人として参加している場合は、第 1 号により通知されることになるが、まだ参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものである。

3 第 3 号は、公開決定等について反対意見書を提出した第三者が参加人となっていない場合であっても、当該第三者に対し、審査会に諮問した旨を通知することとしたものである。

4 諮問をした旨の通知は、審査会諮問通知書（規則第 11 号様式）によるものとし、審査会への諮問後速やかに行うものとする。

第 17 条第 3 項 答申の尊重

3 第 1 項の諮問に対する答申を受けた実施機関は、当該答申を尊重し、当該答申を受けた日から起算して 15 日以内に審査請求に対する裁決をしなければならない。

【趣旨】

本項は、諮問実施機関に対し、諮問に対する答申があったときは、審査会の答申を尊重して、審査請求に係る裁決を行うことを義務付けたものである。

【解釈】

- 1 「答申を尊重し」とは、審査会は諮問機関であることから審査会の答申に法的拘束力はないが、諮問実施機関は、審査会が実質上の救済機関として機能するよう設置されたものであることにかんがみ、その答申を尊重して審査請求に対する裁決を行わなければならないということである。
- 2 「15 日以内に」とは、公正かつ迅速な救済手続の観点から、答申から裁決までの諮問実施機関の処理期限を定めたものである。
- 3 諮問実施機関が審査会の判断を是認する場合には、裁決に付す理由は、答申書の判断理由と同様のもので足りる。
- 4 他方、裁決に付す理由が審査会の答申書と異なる内容になる場合は、裁決書に異なることの理由が含まなければならない。すなわち、審査会への諮問制度を設けた趣旨にかんがみれば、答申と異なる内容の裁決をしようとする場合は、透明性の確保、説明責任の確保の観点から、その理由が十分に示されなければならないものである。この理由が示されていない又は示されていても不十分な場合は、裁決固有の瑕疵になると解されている。(注)

(注) 行政不服審査法第 50 条第 1 項第 4 号では、裁決書の記載事項として「理由（第 1 号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）」と定められているが、本条例では、行政不服審査法における審理員及び行政不服審査会等に係る規定は適用除外になっているし（第 38 条の解釈参照）、また、この規定における「審議会等」は本条例の審査会に該当しない（法第 43 条第 1 項第 1 号中「審議会等」の定義参照）。したがって、諮問実施機関の裁決において、「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。」とする行政不服審査法第 50 条第 1 項第 4 号括弧内の規定は適用されないが、理由提示制度の意義に照らし、解釈論上、答申と異なった判断をする場合は、その理由記載義務が認められると解されている。

【参考】

審査会への諮問について

「高知市行政情報公開事務取扱要綱」→第 7 審査請求があった場合の取扱い→5 審査請求に対する裁決

第 18 条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第 18 条 第 13 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る行政情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、公開に反対の意思を有する第三者の審査請求を拒否する場合及び第三者の意に反して公開すべき旨の裁決を行う場合に、当該第三者に訴訟を提起する機会を確保するための手続を定めたものである。

【解釈】

- 1 公開決定（行政情報の全部又は一部を公開する決定をいう。以下同じ。）に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合、当該行政情報は公開されることとなるが、その結果、当該第三者に回復不能の利益侵害が生じるおそれがあるため、当該第三者に訴訟を提起する機会を与えることが、裁判を受ける権利の保障の観点から望ましい。そこで、このような場合には、審査請求に対する裁決の日と公開を実施する日との間に 2 週間以上の期間を置き、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保することとした（第 1 号）。
- 2 公開請求に係る行政情報の公開決定等に対する審査請求が行われた結果、当該審査請求に係る公開決定等を変更し、当初の決定より公開する部分を拡大する裁決を行うこととなった場合についても、公開決定を行う場合と同様に、第三者の権利保護を図る必要があることから、公開決定等を変更する裁決の日と公開を実施する日との間に 2 週間以上の期間を置くこととした。ただし、第三者が当該審査請求に参加人として参加し、公開に反対の意思を表示している場合に限り適用するものである（第 2 号）。
- 3 本条各号に該当する第三者に対し、公開する旨の裁決をした旨及びその理由並びに公開をする日を書面により通知しなければならない。
- 4 裁決により公開請求に係る行政情報の全部又は一部を公開しない旨の決定が取り消された結果、処分庁が再度行う当該行政情報の公開決定は、条例第 7 条第 1 項に基づくものであるから、条例第 13 条第 3 項が適用され、公開決定の日と公開を実施する日との間に 2 週間以上の期間を置くとともに、当該第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

【参考】

第三者からの審査請求を棄却する場合等の手続について

「高知市行政情報公開事務取扱要綱」→第7 審査請求があった場合の取扱い→6 第三者から審査請求があった場合の取扱い

第3章 行政情報公開・個人情報保護審査会

第19条 行政情報公開・個人情報保護審査会の設置等

第19条 第17条第1項及び高知市個人情報保護条例（平成18年条例第37号。以下「個人情報保護条例」という。）第39条第1項の規定により諮問された審査請求を調査審議するため、高知市行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項の規定による諮問があったときは、迅速な調査審議及び答申に努めなければならない。
- 3 審査会は、第1項の規定による調査審議のほか、公開請求者等からの苦情の申出について調査審議し、答申するほか、行政情報公開制度の運営に関する重要事項について建議をすることができる。
- 4 審査会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とし、地方自治並びに行政情報公開制度及び個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【趣旨】

本条は、審査請求に対する審査機能と、情報公開制度の適正な運営等についての審議機能を併せ持った附属機関の設置について定めたものである。

【解釈】

- 1 審査会は、条例第17条第1項及び個人情報保護条例第39条第1項の規定により実施機関から諮問された審査請求について調査審議し、答申することを目的として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき市長の附属機関として設置されるものである。
- 2 市長以外の実施機関についても、市長の附属機関として設置された審査会に諮問し、答申を受けるものとし、運営と判断の一元化を図るものとする。
- 3 審査会は、実施機関の諮問に応じ、審査請求に対する公開決定等について調査審議を行うばかりでなく、公開請求者等からの苦情の申出についても調査審議を行うほか、実施機関からの諮問の有無にかかわらず、行政情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べるることができるものである。
- 4 「行政情報公開制度の運営に関する重要事項」とは、行政情報公開制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善、情報公開の総合的な推進を図るために必要な事項等をいう。
- 5 審査会の委員は、特別職の公務員であり、地方公務員法上の守秘義務を負わないが、審査会には、条例第21条第1項の規定により、非公開情報が記録された行政情報を直接見分するいわゆるインカメラ審理の権限が与えられている。そこで、第7項は、委員の守秘義務につ

いて定めたものである。

【参考】

審査に係る規定について

- ・「高知市行政情報公開・個人情報保護審査会規則」

第 20 条 部会

第 20 条 審査会に，必要に応じ，部会を置くことができる。

【趣旨】

- 1 本条は，審査請求の調査審議を効率的に行うため，審査会に，必要に応じ，部会を設置することができる旨を定めたものである。
- 2 審査会に対して相当数の諮問がなされた場合等において，事案の迅速な解決のためには，調査審議の効率性の確保が重要となる。そこで，必要に応じて，個別の審査請求事案について調査審議を行うための部会を設置することができることとした。

第 21 条 審査会の調査権限

第 21 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る行政情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報の公開を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る行政情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に規定するもののほか、審査会は、第 19 条第 1 項及び第 3 項に規定する調査審議のため必要があると認めるときは、審査請求人、公開請求者等、諮問実施機関の職員その他関係人（以下「審査請求人等」という。）に対し、出席を求めて意見を聴くこと、意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

【趣旨】

本条は、審査会が迅速かつ適切な判断を行えるようにするため、調査審議のために必要な資料の提出、意見の聴取等を求めることができる権限を定めたものである。

【解釈】

1 第 1 項関係

(1) 本項は、実施機関の行った公開決定等の判断が妥当かどうか、非公開情報が当該行政情報に記載されているかなどを確認するため、公開決定等の判断がなされた行政情報を審査会が直接見分することができるインカメラ審理の権限を審査会に認めたものである。

(2) 審査会は、事案の審議に当たり、通常の場合は、当該行政情報を直接に見分した上で判断することとなると考えられる。しかし、個人情報などのように、情報の性質に応じて特別の考慮を必要とするものについては、審査会は、諮問実施機関から必要な説明を聴き、当該行政情報を提示することによって生ずる支障の内容及び程度を的確に把握し、諮問に関する説明の要求その他の方法による調査を十分行った上で、当該行政情報の提示を求める必要性について判断することとなる。

(3) 「何人も、審査会に対し、その提示された行政情報の公開を求めることができない」とは、審査会に提示された行政情報は、まさにその公開決定等の当否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであるから、当該行政情報の公開決定がなされて実際に公開されるのでなければ、委員以外の者がこれを閲覧することは不相当であり、何人も、審査会に対して、提示文書の公開を求めることができないことを明記したものである。

2 第 2 項関係

本項は、公開決定等に係る行政情報の提示を審査会から求められたときは、諮問実施機関は、これに応じなければならないことを定めたものである。

3 第3項関係

本項は、公開決定等に係る行政情報の量が多く、複数の非公開情報が複雑に関係する事案などの審議では、争点を明確にし、審理を促進する上で、公開決定等に係る行政情報に記録されている情報の内容（非公開部分・非公開理由等）を分類又は整理した資料（ヴォーン・インデックス）が有効であることから、審査会は必要と認めるときに、諮問実施機関に対し、その指定する方法により、ヴォーン・インデックスを作成するよう求めることができることを定めたものである。

4 第4項関係

- (1) 本項は、調査審議に必要な情報を十分に入手できるよう、インカメラ審理やヴォーン・インデックス提出要求のほか、審査会は必要があると認めるときに、審査請求人、苦情の申出に係る公開請求者等又は諮問実施機関の職員等に対し、出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料等の提出を求めることができることを定めたものである。
- (2) 「その他関係人」とは、当該審査請求に利害関係人として参加している参加人（公開請求者又は当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者等）、審査の対象となっている事項について専門的知識又は経験を有する者等の参考人等をいう。
- (3) 「その他必要な調査」とは、審査会が審議するために必要な実地調査を行うこと等をいう。
- (4) 審査庁の審理における口頭意見陳述では、全ての審査請求人の招集や申立てをした審査請求人又は参加人は、処分庁等に対して質問を発することができるが（法第31条第2項、第5項）、審査会では対審的なものを予定しているものではないことから、本条では審査請求人又は参加人の質問権の付与は規定していない。

第 22 条 意見の陳述等

第 22 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求人等に主張する機会を十分に与えるため、審査会における口頭による意見陳述の機会を保障するものである。

【解釈】

1 第 1 項関係

(1) 本項は、行政不服審査法第 31 条の審査庁（法別表第 1 による「審理員」の読替え）による口頭意見陳述の聴取と同様、審査請求人等から申立てがあった場合に、審査会における口頭による意見陳述の機会を与えるものである。前条第 4 項の審査請求人等からの意見聴取が、審査会の求めによるものであるのに対し、本項の意見陳述は、審査請求人等から審査会への申立てが要件となる。

(2) 「審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない」とは、簡易迅速に国民の権利利益を救済するという不服申立制度の趣旨を踏まえ、審査庁から提出された決定理由説明書、審査請求人等から提出された反論書、意見書、その他資料等から審査請求人等の主張が十分明らかになっており、あらためて口頭意見陳述を実施したとしても調査審議に資することがないと認めるときは、審査会は、意見を述べる機会を与えなくてもいいというものである。

2 第 2 項関係

補佐人とは、専門的知識、経験等を有し、審査請求人又は参加人の口頭意見陳述の援助をすることができる第三者である。審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができるが、補佐人は、審査請求人又は参加人を補佐する立場として発言が許されるものであり、補佐人が単独で出席したり、審査請求人又は参加人の意思と関係なく発言したりすることはできない。

3 審査庁の審理における口頭意見陳述では、申立てをした審査請求人又は参加人は、処分庁等に対して質問を発することができるが（法第 31 条第 5 項）、審査会では対審的なものを予定しているものではないことから、本条では審査請求人又は参加人の質問権の付与は規定していない。

第 23 条 意見書等の提出

第 23 条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査請求人等に意見表明の機会を与えるとともに、審査会に適正な判断ができるための十分な資料が集まるようにしたものである。

【解釈】

- 1 第 21 条第 4 項は、審査会が審査請求人等に意見書又は資料の提出を求めるものであるのに対し、本条は、審査請求人等が能動的に意見書又は資料の提出をすることができるものである。審査会の求めがない場合や審査会に求められた資料等以外で審査請求人等が提出する必要があると考える資料等がある場合等は、審査請求人等は意見書又は資料を提出することができる。
- 2 調査審議の遅延防止の観点から、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間（社会通念上必要と考えられる期間）を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第 24 条 委員による調査手続

第 24 条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 21 条第 1 項の規定により提示された行政情報を閲覧させ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は第 22 条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

【趣旨】

本条は、指名した委員に調査をさせることができるようにすることにより、合議体である審査会の効率的な運用を行うものである。

【解釈】

諮問を受けたすべての事件について、合議体である審査会において調査することが非効率な場合、事件の調査審議にあたる委員に必要な調査を行わせ、その調査結果を基に、審査会の調査審議を行うことができるようにするのが望ましい。

そこで、審査会が必要があると認めるときは、指名した委員に、諮問事件に係る行政情報の閲覧、審査請求人等から提出のあった意見書、資料等の調査、審査請求人等の口頭意見陳述の聴取等を行わせることができることを規定したものである。

第 25 条 提出資料の写しの送付等

第 25 条 審査会は、第 21 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 23 条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第 2 項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求人等から審査会に提出された意見書又は資料について、提出した審査請求人等以外の審査請求人等に写しを送付すること、審査請求人等から求めがあった場合に閲覧させること、そして、写しを送付するとき又は閲覧させるときは、意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴くことを定めたものである。

【解釈】

1 第 1 項関係

(1) 本項は、審査会が適正な判断をするため、審査請求人等が十分な主張立証を行えるようにすることを目的とするものである。審査会は、審査請求人等から意見書又は資料の提出があったときは、速やかに提出した審査請求人等以外の審査請求人等に当該意見書又は資料の写しを送付する必要がある。

(2) 「第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき」とは、当該意見書又は資料に第三者の個人情報が含まれている場合や、法人の営業上の秘密、市の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合等である。また、「その他正当な理由があるとき」とは、資料が膨大であるため事務負担が過大となり、審査会の調査審議に支障が生ずる場合等が該当する。

2 第 2 項関係

(1) 本項も前項と同様に審査会が適正な判断をするため、審査請求人等が十分な主張立証を行えるようにすることを目的とするものであるが、前項が、審査会から審査請求人等への写しの送付という審査請求人において受動的なものであるのに対し、本項は審査請求人等

に閲覧請求権を付与している点異なる。また、写しの交付請求の規定はないが前項の規定からも明らかなように、原則として、写しの交付を求めることもできるものである。

なお、本閲覧は、審査会の調査審議手続の枠内で認められるものであり、したがって、本条例第10条や高知市個人情報保護条例第20条における一部公開（開示）を前提とするものではなく、また、答申が行われた後に、閲覧を求めることはできない。

- (2) 「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由」については、前項と同様である。

3 第3項関係

提出書類の閲覧を求める権利は、審査請求人等、とりわけ審査請求人又は参加人にとって重要な手続的権利である。しかし、審査会に提出される意見書、資料の中には閲覧をさせると第三者の利益を害するおそれがある内容が含まれている場合がある。したがって、審査会が第1項の規定による送付をしようとするとき又は前項の規定による閲覧を認めようとするときに、適切な判断をすることができるようにするため、閲覧に係る意見書又は資料の提出者の意見を聴くこととしているものである。

ただし、審査会が、閲覧を拒む正当な理由がある又は正当な理由がないと認めるときは、提出者の意見を聴くまでもなく閲覧の求めに対する判断が可能であることから、意見を聴くことを要しない。

なお、本項の意見聴取は、閲覧の求めに対する判断に際し、参考として提出者から意見を聴くものであり、審査会は、提出者の意見に拘束されるものではない。

4 第4項関係

審査会は、閲覧請求者の便宜に配慮し、社会通念上合理的な日時及び場所を指定しなければならない。

第 26 条 調査審議手続の非公開

第 26 条 第 17 条第 1 項又は個人情報保護条例第 39 条第 1 項の規定による諮問に応じ、審査会が調査審議する会議は、公開しない。

【趣旨】

本条は、審査請求に係る審査会の調査審議の会議を非公開とすることを定めたものである。

【解釈】

審査会は、条例第 17 条第 1 項又は個人情報保護条例第 39 条第 1 項の規定による諮問に応じた審査請求についての調査審議においては、非公開決定がなされた行政情報も必要に応じて実際に見分して調査審議を行うなど、その調査審議手続は公開になじまない。そこで、本条は、審査会の審査請求に係る調査審議の会議は非公開とすることを明確にしたものである。

【運用】

審査会の会議の非公開は、条例第 17 条第 1 項又は個人情報保護条例第 39 条第 1 項の規定により審査請求に係る諮問を受け調査審議を行う審査会の会議について規定しているものであり、行政情報公開制度の運営に関する重要事項について審議等を行う会議については、審査会が非公開とする旨の議決をした場合を除き公開で行われることとなる。

第 27 条 答申書の送付等

第 27 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、審査会が答申したときに、答申書の写しの審査請求人及び参加人への送付と答申の内容の公表を審査会に義務付けるものである。

【解釈】

1 「答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付する」について

審査請求人への手続保障の見地から、答申の内容が審査請求人及び参加人に確実に伝達されることを担保するため、審査会が諮問庁である審査庁に答申をしたときは、審査請求人及び参加人に答申書の写しを送付することを審査会に義務付けたものである。審査会は、答申をしたときは、速やかに答申書の写しを送付しなければならない。

2 「答申の内容を公表する」について

説明責任の観点から、審査会に答申内容の公表を義務付けたものである。公表の対象は、「答申の内容」であり、答申書そのものではないことに注意を要する。すなわち、答申書には、審査請求人の氏名、住所等のように一般に公表することが適当でない部分が含まれることから、当該部分は、特定されないような表記に置き換えるなどして公表する必要がある。

なお、公表の方法は定められていないが、インターネットを利用した公表等が一般的である。

第 28 条 規則への委任

第 28 条 この条例に定めるもののほか，審査会の組織及び運営に関し必要な事項は，市長が規則で定める。

【趣旨】

本条は，審査会の組織及び運営に関し必要な事項を，市長が規則で定めることとしたものである。

【運用】

本条に基づき，高知市行政情報公開・個人情報保護審査会規則が定められている。

第4章 情報公開の総合的推進

第29条 情報提供その他の施策の推進

第29条 市は、第2章に定める行政情報の公開のほか、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、適切な情報の提供を図るとともに、情報提供施策及び情報公表施策の充実に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、情報公開の推進に関する市の基本的な責務について定めたものである。

【解釈】

- 1 第2章に定める行政情報の公開制度は、情報公開制度において重要な位置を占めるものであるが、市民が公開請求をしない限り公開されないこと、公開の対象は行政情報そのものであり、必ずしも市民にとって分かりやすい情報ではないこと、さらに公開請求者のみに公開されることなどの限界もある。

そこで、本条は、行政情報の公開制度のほか、市民が市政に関する正確で分かりやすい情報を迅速に得られるよう、求めに応じて適切な情報の提供を図るとともに、市民からの公開請求を待つことなく、積極的に市政に関する情報を提供又は公表する情報提供施策及び情報公表施策の整備拡充を進めていくことを明らかにしたものである。

- 2 「適切な情報の提供を図る」とは、この条例に定められた請求権の行使ではないことを前提とする市民等からの求めに応じて、市が自らの裁量によって保有する行政情報を閲覧、写しの交付その他の方法により任意に外部に供することをいう。

市民の情報ニーズに積極的に対応するためには、公開請求による公開のほかに、非公開情報を含まない行政情報については、市民の求めに応じて適切な情報の提供を図ることが望ましいものである。

- 3 「情報提供施策」とは、広報紙の発行、インターネットのホームページ開設、行政資料の刊行、報道機関への情報提供など、公開請求によらずに、市がその保有する情報を任意に市民に提供する制度をいう。

市は、これらについて、広報手段の充実や広報媒体の積極的な活用を図るなど、広報活動の量的充実、質的な向上に努める趣旨である。

- 4 「情報公表施策」とは、条例及び規則の公布、財政状況の公表など、市民からの請求によらずに、市が法令等により、その保有する情報を公表することが義務付けられている制度をいう。

市は、これらについて、公表する情報の内容や公表方法の改善を図るなど、その内容の充実に努めるものとする。

第 30 条 会議の公開

第 30 条 実施機関の附属機関その他これに類するものは、その会議について、公開に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市政において重要な役割を果たしている各種の審議会等の附属機関その他これに類するものの会議について、市政運営や施策形成における透明性を高められるよう、公開に努めることとしたものである。

【解釈】

- 1 「附属機関」とは、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、調停、審査、諮問又は調査等を行うために設置された附属機関をいう。
- 2 「その他これに類するもの」とは、附属機関に準ずる機関で、専門の学識経験の導入、利害調整、市政に対する市民意見の反映等を目的として要綱等に基づき設置された協議会等を行い、市職員のみで構成される組織、関係機関との連絡調整を目的としている組織等は、含まれない。

【運用】

- 1 会議の公開に関しては、高知市における附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年告示第 148 号）の定めるところにより行うものである。
- 2 高知市における附属機関等の会議の公開に関する要綱第 3 条ただし書は、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができるとしている。
 - (1) 会議において、高知市行政情報公開条例第 9 条各号に規定する情報に該当する事項について審議等を行うとき
 - (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき
- 3 非公開の会議の開催と当該会議の議事録及び資料等の公開とは性質を異にするものであり、当該議事録及び資料等の行政情報の公開請求に対して、公開するか、非公開とするかは、記録されている情報が条例に規定する非公開情報に該当するか否かによって判断をするものである。

【参考】

会議の公開について

- ・「高知市における附属機関等の会議の公開に関する要綱」
- ・「附属機関等の会議の傍聴に関する要綱」

第 31 条 出資法人等の情報公開

第 31 条 地方自治法施行令第 152 条第 1 項に規定する法人（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり自ら情報公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり自ら当該市の公の施設の管理に関する業務の情報の公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 実施機関は、出資法人又は指定管理者に対し前 2 項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるとともに、当該出資法人又は当該指定管理者に対して有する調査権の範囲内において、情報の収集に努めるものとする。

4 実施機関は、当該実施機関が補助金を交付している法人その他の団体（以下「補助団体」という。）に係る当該補助金の内容及び使途等に関する情報について公開請求があった場合は、当該請求に係るもののうち当該実施機関が保有していない文書等について、当該補助団体に対して有する調査権の範囲内において収集するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、出資法人及び指定管理者は、本条例の趣旨にのっとり自ら情報公開を行うよう努めるべきこと、さらに、実施機関は、当該出資法人及び指定管理者に対し、情報公開を進めるよう指導に努めるとともに、実施機関が補助金を交付している補助団体の当該補助金の内容等に関する情報についても、当該補助団体に対して有する調査権の範囲内において収集に努めるべきことを定めたものである。

【解釈】

1 第 1 項乃至第 3 項関係

(1) 出資法人は、市とは別個の独立した法人であるため、条例上の実施機関とすることは困難であるが、市が設立又は資本金、基本金等を出資しており、その保有する情報の公開を進めていく必要がある。また、指定管理者についても、市とは別個の独立した法人その他の団体であるが、市に代わって公の施設の管理を行うものであり、その保有する、当該公の施設の管理に関する情報の公開を進めていく必要がある。そこで、第 1 項乃至第 3 項は、出資法人の設立趣旨や自律性並びに指定管理者制度の趣旨や指定管理者の自律性に配慮しつつ、出資法人及び指定管理者が自主的に情報公開に努める責務について定める一方、実施機関に対しては、出資法人及び指定管理者の情報公開について指導する責務を課すこととしたものである。

(2) 「地方自治法施行令第 152 条第 1 項に規定する法人（以下「出資法人」という。）」とは、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している一般社団法

人、一般財団法人及び株式会社並びに4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人、一般財団法人及び株式会社のうち条例で定めるものをいう。

- (3) 「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき市の指定を受けて、公の施設の管理を代行する法人その他の団体をいう。
- (4) 「当該市の公の施設の管理に関する業務」とは、各公の施設について規定する条例等において、指定管理者が行う業務として市が定めた業務（公の施設の維持管理、利用承認に関する業務等）をいう。
- (5) 「必要な措置を講ずる」とは、出資法人又は指定管理者が、本条例の趣旨にのっとり、当該出資法人又は指定管理者の情報公開に関する内部規程を設けるなど、その保有する情報を自主的に公開するための制度を整えることをいう。
- (6) 「指導に努める」とは、実施機関が出資法人又は指定管理者に対し、情報公開に関する制度を整備するよう、モデル規程を示すなどして指導を行うことをいう。
- (7) 「当該出資法人又は当該指定管理者に対して有する調査権」とは、出資法人に対しては、地方自治法第221条第3項の規定に基づき出資法人の経理状況、活動状況について報告を徴し、実地調査をなしうる市長の調査権その他当該出資法人の設置の根拠となる法律上の監督権限等をいい、指定管理者に対しては、地方自治法第244条の2第10項に規定する市長等が指定管理者に対して行う業務等に関する報告を求める権限、実地調査の権限又は必要な指示を行う権限等をいう。
- (8) 「情報の収集に努める」とは、法令等の規定により出資法人又は指定管理者から実施機関に対して提出が義務付けられている書類を適切に収集することは当然のこと、それ以外にも、実施機関が法令等の規定に基づき出資法人又は指定管理者に対して調査などを行ったとき、必要な関係書類を適切に収集することをいう。

2 第4項関係

本項は、実施機関に対し、補助団体に係る当該補助金の内容及び用途に関する情報について公開請求があった場合に、当該請求に係るもののうち当該実施機関が保有していない文書等について、実施機関が補助金の内容及び用途等を市民に明らかにする上からも、地方自治法第221条第2項に規定する調査権の範囲内で当該文書を改めて補助団体から収集するよう努力義務を課したものである。

【運用】

「地方自治法施行令第152条第1項に規定する法人（以下「出資法人」という。）」に該当する主なものは、次に掲げる法人である。

公益財団法人高知市環境事業公社、公益財団法人高知市学校給食会、公益財団法人高知市都市整備公社、公益財団法人高知市文化振興事業団、公益財団法人高知市スポーツ振興事業団、公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団

第5章 雑則

第32条 目録等の整備

第32条 実施機関は、文書の目録その他行政情報の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供しなければならない。

【趣旨】

本条は、情報公開制度を、市民にとって利用しやすいものとするため、実施機関に対して、文書の目録その他行政情報の検索に必要な資料の作成と、当該目録等を一般の閲覧に供することを義務付けたものである。

【解釈】

「文書の目録その他行政情報の検索に必要な資料」とは、ファイル基準表等をいう。

【参考】

目録等の整備について

「高知市行政情報公開事務取扱要綱」→第9 文書目録等の整備

第 33 条 運用状況の公表

第 33 条 実施機関は、毎年 1 回、この条例の運用の状況について、市民に公表するものとする。

【趣旨】

- 1 本条は、条例の運用状況の公表に関する実施機関の責務を定めたものである。
- 2 本条は、情報公開制度の実施状況を把握して今後の適正な運用を図るとともに、市民にこれを公表することにより、情報公開制度の適正な利用及び当該制度の健全な発展を推進する趣旨である。

【運用】

本条による運用状況の公表は、次のとおり行うものとする。

1 公表事項

- (1) 公開請求の件数
- (2) 公開決定の件数
- (3) 一部公開決定の件数
- (4) 非公開決定の件数
- (5) 審査請求の諮問件数
- (6) 審査請求の諮問処理件数
- (7) その他必要な事項

2 公表方法

公告、広報紙への掲載などによって行うものとする。

3 公表事項の取りまとめ

運用状況の取りまとめと公表の事務は、統一的なものとするため市長が行うものとする。ただし、個別に広報紙等を発行している機関は、独自の公表方法によって行うこともできる。

【参考】

運用状況の公表について

- ・「高知市行政情報公開条例施行規則」→第 11 条 運用状況の公表
- ・「高知市行政情報公開事務取扱要綱」→第 10 運用状況の公表

第 34 条 委任

第 34 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

本条は、この条例を施行するに際して必要な事項を各実施機関がそれぞれ規則等により定めることとしたものである。

【運用】

各実施機関の定めはそれぞれ独自に行うが、その内容はできるだけ統一的なものであることが望ましいので、制定や変更に当たっては、相互に十分連絡調整を行うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

(行政情報に係る経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市行政情報公開条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成し、又は取得した行政情報について適用し、施行日前に作成し、又は取得した行政情報については、なお従前の例による。

(不服申立てに係る経過措置)

- 3 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の高知市行政情報公開条例（以下「旧条例」という。）第11条第1項に規定する不服申立て（旧条例第2条第2項に規定する議会に対する不服申立てを除く。）は、新条例第16条第1項に規定する不服申立てとみなす。

(審査会の同一性)

- 4 旧条例第12条第1項の規定により置かれた高知市行政情報公開・個人情報保護審査会は、新条例第20条第1項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

(審査会委員の委嘱及び任期の特例)

- 5 この条例の施行の際現に旧条例第12条第5項の規定により委嘱された高知市行政情報公開・個人情報保護審査会の委員である者は、施行日に新条例第20条第4項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成13年9月30日までとする。

(秘密保持義務に係る経過措置)

- 6 この条例の施行前に旧条例第12条第5項に規定する高知市行政情報公開・個人情報保護審査会の委員であったものについては、これを施行日に新条例第20条第4項に規定する審査会の委員又は委員の職を退いたものとみなして、新条例第20条第7項の規定を適用する。

(旧条例による請求等の効力)

- 7 この附則に別段の定めがあるものを除き、旧条例の規定に基づいて実施機関に対して行われた請求その他の行為（旧条例第2条第2項に規定する議会に対して行われた請求その他の行為を除く。）は、新条例に相当規定がある場合は、それぞれ新条例の規定に基づいて行われた請求その他の行為とみなす。

(旧条例による決定等の効力)

- 8 この附則に別段の定めがあるものを除き、旧条例の規定に基づいて実施機関が行った決定その他の処分（旧条例第2条第2項に規定する議会が行った決定その他の処分を除く。）は、新条例に相当規定がある場合は、それぞれ新条例の規定に基づいて行われた決定その他の処分とみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 9 春野町の編入の日（以下「編入日」という。）前に春野町情報公開条例（平成 14 年春野町条例第 32 号。以下「春野町条例」という。）の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきされたものとみなす。
- 10 編入日前に春野町条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関（議会を除く。）の職員が作成し、又は取得した公文書（同条第 2 項に規定する公文書をいい、平成 15 年 4 月 1 日以後に作成し、又は取得したものに限る。）については、これを行政情報とみなしてこの条例の規定を適用する。
- 11 編入日前に春野町条例第 18 条第 1 項に規定する春野町情報公開審査会の委員であった者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、編入日以後も、なお従前の例による。

【趣旨】

- 1 第 1 項は、この条例の施行期日について定めたものである。
- 2 第 2 項は、新条例第 2 条第 2 項の規定（行政情報の定義）は、新条例の施行日以後に作成し、又は取得した行政情報について適用するものとし、施行日前に作成し、又は取得した行政情報については、旧条例第 2 条第 1 項の規定（行政情報の定義）が適用されることを定めたものである。したがって、施行日前に作成し、又は取得した行政情報については、実施機関が定める文書管理及び事務の処理等に関する手続を終了し、実施機関が管理しているものでなければ、新条例の対象となる行政情報とはならないものである。
- 3 第 3 項は、この条例の施行の際現にされている行政不服審査法の規定に基づく不服申立手続（議会に対する不服申立てを除く。）については、新条例による手続に基づくことを定めたものである。
- 4 第 4 項は、旧条例の規定により置かれた審査会は、新条例の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続することを定めたものである。
- 5 第 5 項は、この条例の施行の際現に旧条例の規定により審査会委員に委嘱されている者は、新条例第 20 条第 4 項の規定により審査会委員に委嘱された者とみなすこと、また、その任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、平成 13 年 9 月 30 日までとすることを定めたものである。
- 6 第 6 項は、この条例の施行前に旧条例に規定する審査会の委員であった者は、これを施行日に新条例に規定する審査会の委員又は委員の職を退いた者とみなして、新条例第 20 条第 7 項の規定により職務上の守秘義務を課したものである。
- 7 第 7 項は、旧条例の規定に基づいて実施機関に対して行われた請求その他の行為（議会に対する請求その他の行為を除く。）は、新条例に相当規定がある場合は、新条例の規定に基づく行為とみなして同一に取り扱うこととしたものである。したがって、例えば、旧条例に基づく公開請求に関し、公開決定や公開の実施がこの条例の施行日以後となった場合において

も、当該請求は、新条例に基づく公開請求とみなされるので、新条例の規定に基づき公開決定等を行うことになる。

8 第8項は、旧条例の規定に基づいて実施機関が行った決定その他の処分（議会が行った決定その他の処分を除く。）は、新条例に相当規定がある場合は、新条例の規定に基づく決定その他の処分とみなして同一に取り扱うこととしたものである。したがって、例えば、旧条例に基づく公開決定等は、新条例に基づく公開決定等とみなされるので、当該公開決定等に対して不服申立てが行われた場合は、新条例の規定に基づき処理等を行うことになる。

9 第9項は、春野町の編入日前に春野町情報公開条例の規定により行われた開示決定等又は不服申立てに対する諮問若しくは答申その他の行為は、それぞれ新条例の相当規定により行われたものとみなすことを定めたものである。

10 第10項は、春野町の編入日前に春野町（議会を除く。）の職員が作成し、又は取得した公文書（ただし、平成15年4月1日以後に作成し、又は取得したものに限る。）については、行政情報とみなして新条例を適用することを定めたものである。

11 第11項は、春野町の編入日前に春野町情報公開条例第18条に規定する春野町情報公開審査会の委員であった者について、編入日以後も同条に規定する秘密保持義務が適用されることを定めたものである。

附 則（平成16年4月1日条例第16号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（高知市行政情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の高知市行政情報公開条例第9条及び第13条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公開の請求のあった行政情報から適用し、施行日前に公開の請求のあった行政情報については、なお従前の例による。

【趣旨】

独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第119号）の施行に伴い、関係規定を整備したものである。

附 則（平成18年7月1日条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知市行政情報公開条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定に基づきされている請求又は旧条例第16条の規定に基づきされて

いる不服申立てについては、なお従前の例による。

- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定に基づきされた処分、
手続その他の行為は、この条例による改正後の高知市行政情報公開条例の相当規定に基づき
されたものとみなす。

【趣旨】

高知市個人情報保護条例の全部改正に伴い、同条例の規定との整合を図るため、関係規定を整備したものである。

附 則（平成 19 年 10 月 1 日条例第 33 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高知市行政情報公開条例第 9 条の規定は、この条例の施行の日
（以下「施行日」という。）以後にされた公開の請求から適用し、施行日前にされた公開の
請求については、なお従前の例による。

【趣旨】

日本郵政公社法（平成 14 年法律第 97 号）の廃止に伴い、第 9 条第 2 号ウ（ア）中「日本郵政公
社」を削除する等、関係規定を整備したものである。

附 則（平成 20 年 1 月 1 日条例第 4 号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

春野町の編入に伴い、附則中に所要の経過措置を定めたものである。

附 則（平成 20 年 10 月 1 日条例第 113 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条第 2 号の改正規定は、平成 20 年 12
月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高知市行政情報公開条例第 13 条及び第 19 条の規定は、この条例
の施行の日以後にされた公開の請求から適用し、同日前にされた公開の請求については、な
お従前の例による。

【趣旨】

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）」が施行されたこと及びそれに伴い民法ほか関係法律について規定の整備等を行う「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）」が施行されたこと並びに条例中の第三者保護に関する手続に係る規定に関して、行政機関情報公開法及び高知市個人情報保護条例との整合を図る必要があることから、関係規定を整備したものである。

附 則（平成 26 年 1 月 1 日条例第 23 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

【趣旨】

水道事業管理者が上下水道事業管理者に改められたことに伴い、実施機関を改正したものである。

附 則（平成 27 年 7 月 2 日条例第 90 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の一部改正に伴い、同法との整合を図り、第 9 条第 2 号ウ（ア）中「独立行政法人」を「行政執行法人」に改める等の改正をしたものである。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日条例第 13 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）が全部改正されたことに伴い、関係規定を整備したものである。